

令和3年3月22日（月曜日）

令和3年度当初予算審査特別委員会

（第5日目）

令和3年度当初予算審査特別委員会第5号

令和3年3月22日（月曜日）

出席議員（1名） 議長 三浦清人君

出席委員（15名）

委員長	千葉伸孝君	
副委員長	須藤清孝君	
委員	倉橋誠司君	佐藤雄一君
	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	村岡賢一君
	今野雄紀君	高橋兼次君
	星喜美男君	菅原辰雄君
	山内孝樹君	後藤清喜君
	山内昇一君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
会計管理者	三浦浩君
総務課長	高橋一清君
企画課長	及川明君
企画課震災復興企画調整監	桑原俊介君
管財課長	阿部彰君
町民税務課長	阿部明広君
保健福祉課長	菅原義明君

環境対策課長	佐藤孝志君
農林水産課長	千葉啓君
商工観光課長	佐藤宏明君
建設課長	及川幸弘君
建設課技術参事 (漁港担当)	田中剛君
上下水道事業所長	佐藤正文君
歌津総合支所長	三浦勝美君
南三陸病院事務部事務長	佐藤和則君
教育委員会部局	
教育長	齊藤明君
教育総務課長	阿部俊光君
生涯学習課長	大森隆市君
監査委員部局	
代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	男澤知樹君

事務局職員出席者

事務局長	男澤知樹
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	小野寛和

令和3年度当初予算審査特別委員会の会議の概要

午前10時00分 開会

○委員長（千葉伸孝君） 皆さん、おはようございます。3月定例会を1日の日数を延ばすことで、慎重審議、今行っています。震災から11年目の年の新しい未来への予算です。慎重審議、よろしく願いいたします。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申出があり、これを許可しています。

ここで、一昨日の地震・津波の状況と、昨日発生した志津川湾内の重油流出事案について、総務課長及び農林水産課長から発言の申出があり、これを許可しています。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） おはようございます。

それでは、まず地震関係の御報告をさせていただきます。

3月20日土曜日午後6時9分に宮城県沖を震源地とする地震が発生し、本町では震度5弱を観測いたしました。この地震により午後6時11分に宮城県沿岸に津波注意報が発表され、町が設置しております荒砥漁港潮位観測局において、7時19分に5センチの津波を観測いたしました。町では津波1号配備態勢を取り、防災無線放送や防災メールにより注意喚起を行いましたが、津波注意報は午後7時30分に解除されました。

地震の影響は、復興住宅においてエレベーターの停止及び受水槽の停止がありましたが、こちらはその後復旧済みであります。水道につきましては水源の濁度が上がり、一部地域で節水協力を呼びかけましたが、夜のうちに回復いたしております。藤浜漁港並びに寄木漁港の船揚げ場の一部のブロックがずれたことが確認されており、そのほか被害がないか現在観測中であります。以上であります。

○委員長（千葉伸孝君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） おはようございます。昨日、3月21日日曜日に発生いたしました志津川湾重油流出事案につきまして説明をいたします。

まず、午前7時に漁業者から漁協、志津川支所に油が浮いているとの連絡があったということで、午前7時半から海上保安庁、あとは運営委員長、支所長を乗せた船で沖合調査を開始いたしました。午前8時の時点で市場前から荒島、ホテル観洋まで、広範囲に重油が流出をしていたというところがございます。すぐにワカメ・カキ部会の漁業者、約10隻の協力を得て重油の吸着マットでの対応を行ったというところがございます。

重油流出の原因及び流出元については、現状では不明というところでございます。引き続き海上保安署による調査を行っているというところでございます。

今後の対応でございますが、当日午後1時から漁協の志津川支所で緊急運営委員会を開催し、今週水曜日までの3日間、カキ、ワカメ、刺し網の水産物の水揚げは行わないという旨の決定を行っております。

町の対応といたしましては、湾内で海中飼育をしているサケの稚魚については、昨日、緊急放流を行っております。また、当日暴風警報が出ておりましたので、お昼には吸着マットを回収いたしまして、事前に環境対策課と連絡を取っておって、回収した吸着マットの処分については今後、委託業者と協議の上、対応するというところでございます。以上でございます。

○委員長（千葉伸孝君） 御苦労さまでした。

それでは、19日に引き続き、議案57号令和3年度南三陸町一般会計を議題といたします。

歳出に関する審査が途中でありますので、引き続き審査を行います。

歳出の9款教育費の質疑を続けます。なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑願います。倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 おはようございます。一昨日の地震と、それから昨日の重油の件、大変御苦労さまでした。

それで、ちょっと質疑させていただきます。2点ありまして、146ページの生涯学習センター管理費の中で、光熱水費794万4,000円というのがあります。これの積算を教えてくださいたいのが1点目。

それから、同じく146ページですが、委託料の中で、日直・夜間日直及び日常清掃業務委託料910万8,000円、以前いただきました委託料計上の概要と100万円以上のものですね、このリストの中にこの委託料が入っていなかったもので、念のためちょっと内容をお聞かせいただきたいなというふうに思っております。

以上2点です。

○委員長（千葉伸孝君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） おはようございます。

生涯学習センターの光熱水費につきましては、積算の根拠と言われましたけれども、基本的には基本料金、電気代については基本料金、それから使用料金という形の合計額ということになります。ちなみに一月の平均が、電気料で基本料金が25万1,073円、それから使用料金が

20万2,567円、計45万3,640円という形になります。それから、水道料金の月の平均額が6,983円、月にこれぐらいかかっておりますので、その積み上げ額として今回の予算という形になっております。

それから、日直の委託料ですか、すみません、後段のほう、もう一度ちょっと説明をお願いしたいのですけれども。

○委員長（千葉伸孝君） 倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 この日直・夜間日直及び日常清掃業務委託料につきまして、別冊でこういった委託料（予算額100万円以上のもの）計上の概要という資料を頂いていますが、100万円以上なんですね、900万円ですから。この資料の中に、この日直・夜間日直及び日常清掃業務委託料の詳細が、概要が書かれていないので、念のためお聞きしたいということであります。

○委員長（千葉伸孝君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 失礼いたしました。中身につきましては、日直・夜間日直業務、ここの部分で合計額が528万円、それから清掃業務、定期清掃を含んで清掃業務が237万6,000円、それから定期清掃が101万2,000円、中身についてはこういう内訳になっております。

○委員長（千葉伸孝君） 倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 ありがとうございます。では、ちょっと光熱水費のほうでもう少しお聞きしたいのですが、電気と水道で今聞いた内容で、そうしたら電気の方がかなり大きなウエートを占めているのかなというふうに思いました。それで、同じような感じで光熱水費というのがほかのところにもありまして、例えば47ページですが、総合支所管理費の中に光熱水費というのがあって、276万7,000円という数字になっています。例えば生涯学習センターと歌津の総合支所を比較すると、規模的には同じぐらいの面積なのかなというふうに思うわけなのですけれども、生涯学習センターは歌津の総合支所に比べて3倍ぐらい光熱水費がかかっているというふうに読み取りました。面積が3倍あるわけでもないと思うので、この生涯学習センター、なぜそれほど光熱水費がかかるのか、その要因、何かあるのでしょうか。

○委員長（千葉伸孝君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 総合支所の詳しい中身まではちょっと私、存じ上げませんけれども、3倍ぐらい多いということですので、根本的に、なぜ生涯学習センターの電気料ですか、これが多くかかるというふうに思われるかというのは、ちょっと私も根本的に基本料金が低いというところがありまして、1か月の総支払額の半分は基本料金なわけですから、その基本料金が総合支所がどれぐらいかというところにもよるのですけれども、

例えば昨年度と比較すると、基本料金を約月4万円から5万円ぐらいは削るような努力をしております。使用料については、夏場、冬場、空調の関係で若干上下しますが、さほど大きく波はないのです。しかしながら、基本料金がやはり高いということになれば、当然支払額も変わってきます。

基本料金が高い要因については、これはベイサイドアリーナ、平成の森もそうなのですけれども、やはり施設が大きくなれば基本料金も高めに設定されてしまうというところがございます。ですから、電気代がかかるかかると言われても、根本はその施設が持っている基本料金、要は基本容量ですね、これにかかってくるんだと。それで、例えば全灯検査というのが竣工前にあるのですけれども、全部の電気を一瞬にしてつけると、そうすると契約容量が増すわけですね。そうすると、その契約容量が基本となって1年間の基本料金が設定されるという形になります。

去年はオープン1年目でしたので、その契約容量が全灯検査のまま引きずっていきましたから、今年度よりも一月当たり四、五万円高かったと。しかしながら、生涯学習センターの職員の努力によりまして、その基本容量を引き下げる努力をしてきたわけです。そうなりましたので、月四、五万円ぐらいは安くなったという形になっております。これは年間にしたらかなり大きい額になりますので、基本、今の状況を考えると、例えばほかの施設と比べて壁がないとかそういう問題ではなくて、そもそもの建物を建設する際に、その容量をどれぐらいに設定するかというところにかかってくると思いますので、今これからこれ以上その電気代を削減するというのはちょっと考えづらいのですけれども、基本は、半分は基本料金という形で御認識いただきたいというふうに思います。

○委員長（千葉伸孝君） 倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 設計上、そんな感じで容量多めにというか、万全を期すために設計されたのだという感じで理解をいたしました。それにしても3倍というのはかなり開きが大きいとやはり思うわけで、そのあたりはやはり何といいますか、維持管理費削減の努力は続けていくべきだと思います。

総務費の中でも、44ページに財産管理費がありまして、44ページの10節需用費のところ、光熱水費というのがあります。1,400万円ですね。この1,400万円というのは、この役場庁舎の光熱水費かというふうに思うわけですが、これとも比較して役場庁舎が1,400万円、それに対して生涯学習センターが900万円と。やはり生涯学習センターはかなり電気を多く利用しているなというふうに捉えます。ですから、いろいろ問題はあるかもしれませんが、

やはり継続して維持管理費の削減に向けていただきたいと、そのように思います。いかがでしょうか。

○委員長（千葉伸孝君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 総合支所にしても、役場庁舎にしても、電気代、要は空調も含めて、使う場所が限定されている場合については、要は各小部屋は使われていないわけですから、使っていなければ。ですから、執務スペースに限られるわけですね。しかしながら、生涯学習センターにつきましては、図書館をはじめ一般的に一般にしっかり開放しておりますので、当然部分的に切るわけにはいきませんから、施設全体を常に暖めたり冷やしたりということをして置かなければなりません。これは構造的な部分もあると言えはありますけれども、利用者の皆さんに暑かったり寒かったりという思いはさせたくはありませんので、しっかり最低限のその温度管理というのはやっておりますから、真っ暗な中で本は読めませんしね。ですから、1人であろうが10人であろうが、つける電球は同じ数です。しかも空調も同じ設定です。

ですから、開けている以上は、これは行政庁舎と違って公の施設はしっかり、電気代をかけてでも住民の利便性に配慮するべきだというふうに考えておりますので、これはどうしても、これは行政庁舎と違って、やはりその住民の皆さんに気持ちよく使っていただくためには、しっかりとそういった電気料を使ってでも空調管理をしっかりするところが必要だろうというふうに考えております。

○委員長（千葉伸孝君） 倉橋委員、いいですか。ほかに。菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 137ページの学力向上対策費、報酬の中で外国語指導助手報酬とあります。

これはこれで中学校の英語の生の、外国人の生の発音とか発声とかそういうのを習うことで理解しておりますけれども、併せてお伺いしたいのは、小学校も今年度から正式に科として外国語を取り入れているわけでありましてけれども、この中学校の外国語指導助手の方が小学校に乗り入れて、それこそ早いうちから生の外国語に接する機会を設けているのか、あるいはこの前答弁していたのは、コロナの関係で1名の方が赴任が遅れたとかそういうことがあったのですけれども、この中身として想定していたぐらいのあれが行われてきたのか、授業内容とか、思ったほどの効果が出ていたのかということ併せてお伺いしたいと思います。

○委員長（千葉伸孝君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） A L Tの小中での活用状況とその効果というところですが、大枠としましては、当初3人を予定してございましたが、コロナの関係で2名体制のままとい

うところで、それは当然、当初の思惑とは、学校の配置時間に変化が出たということは、これはやむを得ないと思っております。

それで、2人体制と3人体制ですが、中学校のほうについてはあまり大きな影響はございません。もともと中学校を中心に配置をしております。小学校の英語が始まったところから、小学校にも充実した配置ができるようにということで3名体制を行っておりますので、実際、それが2人しか来なかったということで、小学校へ出向く回数が少し減ったというのが昨年の実態でございます。

○委員長（千葉伸孝君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） おはようございます。

効果があったかということについてでございますが、以前からALTの先生に小学校のほうにも来ていただいております。一時期、3人体制が取れる時期がございまして、本当に小学校のほうにもしっかりとALTの先生、おいでになりましたけれども、2人体制ということで、しばらく前のような形で、各学校に平均で言うと1週間で0.5日の配置という形を取っております。

効果としましては、先生方の外国語あるいは外国語活動の準備期間が2年間ございましたので、外国語の指導についてスキルは大分高くなってきているということ踏まえると、ネイティブスピーカーとしてのALTの先生とのやり取りにより、子供たちのほうには大きな影響なく2人体制で行っているものと思っております。以上でございます。

○委員長（千葉伸孝君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 2人体制の中でもいろいろやりくりしてやって効果があったということで、分かりました。それで、小学校の場合なのですけれども、担任と、あとは外国語専門教員というか、そういう体制でやっていると思うのですけれども、その辺は何ていうのかな、そういう充実した体制でもってやっているのか、あるいは外国語指導助手の方が行くことによって、やはりその人たちにとっても、先生に対して大変失礼かと思うのですけれども、生の英語で本当に子供と同様に接することが重要だと思うので、その点でもかなり影響はあると思うのですが、その辺を改めて、効果はあったということは重々、今説明で分かりました。

それで今後、今後というか今、そしてそういう体制、学校の体制はしっかりいって、先生も、私はよく分からないのですけれども、中学校みたいに英語のスキルのある先生が配置できたのか、それともその辺のちょっとあんまり差し障りのない程度で御説明をお願いしたいと思います。あと、まだ分からないですが、今年度は予定どおり外国語の助手の方が来られ

るのか、その辺の対応等をお伺いいたします。

○委員長（千葉伸孝君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 新年度のALTの配置につきましては、現在まだ流動的というところがございます。それから、特に小学校でのALTの活用と、それから担任の先生との関係性でございますけれども、小学校には英語枠での採用・配置という先生もいますけれども、全ての学校に英語枠の先生が配置になっているということではございません。また、英語の免許を持っている先生などもいますので、まず学校現場としてはあるものでしっかりとそこはやっていくというところです。

それから、生の英語を聞きながら子供たちはいい刺激を受けていますけれども、当然、発音であるとか文法であるとか、そういう外国人の指導助手から見ればどうなのかなといういろんな思いを持つ方々もいらっしゃると思いますけれども、そこには踏み込むことはしないということで、あくまで助手の仕事に徹すると。それで、そういった先生にとっても、ALTがいることで研さんを積むよききっかけになるのではないかなということで捉えております。

○委員長（千葉伸孝君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 分かりました。小学校でもそういう英語のスキルを持った先生がいるということでもありますけれども、できればそんなに多い学校じゃないので、同じようにね、そういう同じような環境で教育を受ける権利と言えば権利、当然ね、こちらのほうとしても、町のほうとしても与えるべきだと思うので、この学校はそういうたけた先生がいるからよかったとか、この学校はいないからちょっとという、それじゃあ不公平というか不均等になりますので、テストとかあれでいくと、全部均一ですので、ぜひそういう環境づくりに努力していただきたいと思います。終わります。

○委員長（千葉伸孝君） ほかに。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 144ページの学校建設費の12節委託料、ここで名足小学校の運動場改築設計委託料があるわけですが、説明によると学校、これは地域もかな、学校側といろんな協議がなされたというようなことでありますが、その内容について。

それから、以前、駐車場を確保すべきだというような意見も出しておったわけですが、その駐車場確保の進展はどのようになっておるか。

○委員長（千葉伸孝君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 令和2年度で実施設計をという予定でございましたが、まず名

足の場合、校地が2段、3段状といいますか、そういう段々の状態があると。それから、現在の体育館の位置あるいは駐車場、それからプール、あの辺が少し狭隘だというようなところなどを整理をしながら一旦、学校・地域と話をしたのですけれども、それ以外に、給食のバックヤードの位置をどこかに移さないといけないのではないか、そういうもろもろの問題が出てまいりましたことから、一旦、基本設計に戻して地域と一緒に平面図を見ながら考えましょうというところでした。

それで、その中では、まず体育館を建てる場所をそもそもどこにしようかというようなところも議論になりましたし、それから規模感ですね、児童数が少ないものですから、体育の授業をする上で支障がない規模感というのはどれぐらいなのかと。それから、駐車場の問題についても出ました。

それで、場所と、それから体育館の規模については、現在の位置に約、今の7割ぐらいの規模にしよう。それから、駐車場につきましては、最終的に校庭の西側といいますか、あちらのほうを利用して駐車場を20台分ぐらい確保しよう。地域のほうからは、1階が駐車場、2階が体育館と、そういう昔の入谷小学校の体育館のようなものも、地域としてはあったようですけれども、様々、財源の問題等々ございまして、そういう形で理解をいただいたというところがございます。

○委員長（千葉伸孝君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 そうすると、3年度で計画を立てて、そして4年度の着工になるわけですか。それで、その駐車場についてですけれども、近隣の個人の方々が協力してもいいというような方もおられるようですので、これから工事を進める、計画を進める中で、どのような方法がいいのか、もう少し練り上げて進めていったほうがよろしいかと思いますが、もしそういうようなことについての今後の考え方があれば。

○委員長（千葉伸孝君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 駐車場についてはやはり学校・地域と何度も話をしました。それで、最初、校庭の一部を駐車場として潰すことに若干ならず、やはり抵抗はあったようでした。今でも何か催しがあると、校庭の南側に車を2列ぐらい、だあっとこう並べて使っている状況なので、それで校庭が潰れるのはどうなのだろうということでしたけれども、年に何回も使うという場合でもないし、それよりも学校開放なども含めていけば、校庭の西側のほうの一部を駐車場にすることでよいのではないかというようなことでしたが、ただ、今委員のほうから土地の状況などについて協力をしてもよいというような情報

なども今初めて聞きましたけれども、新年度の実施設計などでそういったところを盛り込んでいくように検討したいと思います。

○委員長（千葉伸孝君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 できるだけいろんな配慮をしていただきたい。そして、子供たちがこれから減る傾向にはあるのですけれども、もう下げ止まり感もあるようですので、子供たちが減ったから規模を減らすというような考え方もあるかと思いますが、ただ、減ってもやることは同じようなことをやるのしょうから、やはり縮められない部分というか、そういうのがあると思いますので、そこはしっかり確保していただきたいと思います。

○委員長（千葉伸孝君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（千葉伸孝君） なければ、9款教育費の質疑を終わります。

次に、10款災害復旧費から13款予備費、151ページから157ページまでの細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、10款災害復旧費、ページにしますと151ページから153ページでございます。細部説明をさせていただきます。

1項農林水産施設災害復旧費でございます。1目農業施設災害復旧費、151ページ、2目林業施設災害復旧費、152ページにつきましては、科目設定のみでございます。

○委員長（千葉伸孝君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 引き続きまして、152ページ、漁港施設災害復旧費、予算額2億6,669万1,000円、対前年度107億3,829万2,000円、率にして98%減です。

主な要因は、14節工事請負費、東日本大震災漁港施設災害復旧工事106億円の減です。なお、13節使用料及び賃借料、敷地借り上げ料は、高台造成工事に伴う発生土の仮置場について、私有地に対し借地料を計上するものです。

○委員長（千葉伸孝君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 続きまして、2項公共土木施設災害復旧費でございます。1目道路橋りょう災害復旧費、予算額1億1,410万2,000円、対前年度比2億744万9,000円の減でございます。主な要因といたしますと、14節工事費、東日本大震災災害復旧費の進捗に伴う減でございます。

2目河川災害復旧費、予算額6,880万1,000円でございます。対前年度比4,880万円の増でございます。主な要因といたしますと、14節工事費におきまして、東日本大震災の進捗に伴

う減、それと台風19号債、こちらのほうの令和2年度に本来発注すべきものが不落、不調、続いたということで再計をさせていただいておるといふものでございます。

続きまして、3項その他公共施設・公用施設災害復旧費1目消防防災施設災害復旧費でございます。こちらにつきましては、事業の進捗に伴いましての廃目、廃項となるものでございます。

○委員長（千葉伸孝君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 154ページ、11款公債費であります。1項公債費、元金及び利子、令和3年度に町債の返済に要する元金と利子の償還金合計で13億4,118万6,000円、前年比で3,600万円ほどの増となっております。小中学校のエアコン整備事業に充当した地方債の元金償還が始まることにより増額となっております。以上です。

○委員長（千葉伸孝君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） それでは、同じく154ページの12款復興費の説明をさせていただきます。

最初に、復興費全体の状況ですが、3年度の12款全体の予算額につきましては3億7,530万円となっております。2年度、今年度と対比しますと42億2,648万円の減、率にしますとマイナスで91.8%となっております。御承知のとおり復興交付金事業が2年度末で廃止となることから、大幅な減となっております。

それでは、目ごとに細部説明をいたします。

最初に、154ページの中段からの1目復興管理費ですが、復興事業に関連した用地事務に係る所要額を計上しております。2年度と対比しますと、1億600万5,000円の減、率にしますとマイナス99.3%となっております。

次に、2目の地域復興費でございますが、地域復興基金を活用した事業に係る所要額を計上しております。2年度と対比しますと1億4,717万3,000円の増、2.4倍ほどの増となっております。3年度におきましては、伊里前のハマレ南側の整備費予算を計上したことから大幅な増額となっております。

次に、155ページ、3目の復興推進費ですが、震災伝承施設などに係る費用のほか、被災した集会所の改修の補助、それと震災復興基金の積立金に係る所要額を計上しております。2年度と対比しますと6,502万円の増となっております。来年度、3年度につきましては、伝承施設の仕上げの年度でもございます。展示施設などの展示制作などに取り組むほか、東日本大震災からの歩みを2か年でまとめる記録誌の作成に係る所要額を計上しております。

また、18節には県の補助事業であります。地震等で被害を受けました地区集会所の改修・機能強化事業として、林、寺浜両地区にそれぞれ1,000万円を補助する計画でございます。

○委員長（千葉伸孝君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 続きまして、同じく155ページでございます。

4目被災者住宅再建支援事業費、予算額600万円、対前年度比マイナス2,150万円でございます。復興交付金事業の終了に伴う減ということでございます。今回の今年度の内容といたしましては、単独での助成金ということで、借入れをした場合に利子相当額150万円ということで、4件分を見込んでございます。

○委員長（千葉伸孝君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 155ページの下段、12款復興費の復興衛生費から、157ページの復興効果促進費までにつきましては、復興交付金事業がなくなるため廃目というふうになります。

○委員長（千葉伸孝君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 13款予備費であります。災害発生時の初期対応や財源調整ということで4,613万7,000円を計上いたしております。以上でございます。

○委員長（千葉伸孝君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、10款災害復旧費から13款予備費の質疑に入ります。質疑をお願いします。及川幸子委員。

○及川幸子委員 おはようございます。及川です。1点お伺いいたします。

152ページの3目漁港施設災害復旧費の中の13款使用料及び賃借料、借地借り上げ料、漁港の借地借り上げ料が2,700万円出ております。これは私有地の借り上げとおっしゃいましたけれども、何か所分なのか。それで、この個人に入りますね。その個人に入った分というのは、申告というか、これに税金が賦課されるのか。金額によってはね、賦課される場合もありますけれども、どういうふうなシステムになっているのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（千葉伸孝君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） まず、借地をしている箇所数ということですが、現在お借りしている個人の土地につきましては、全てで92名の方からお借りしております。なお、場所によりましては、お1人の方から複数筆お借りしている場合もございますので、92名と申しますのは、重複があるというふうに御理解いただきたいと思います。

面積は全てで約9万5,000平方メートルでございます。

それから、課税されるか否かということにつきましては、恐らく雑所得として計上されるものというふうに理解しております。

○委員長（千葉伸孝君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 そうすると、92名、重複していると言われましたけれども、9万5,000。これは雑収入に入りますから、所得課税される可能性があると思いますけれども、公共施設にこれ、利用しているわけですけれども、その辺、税のほうだと思うのですけれども、今までこういうふうに来てきたかと思われましてけれども、その辺の絡みというのはどのように考えているのかお伺いいたします。

○委員長（千葉伸孝君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 今年度までは恐らく固定資産税が減免措置が取られておりますので、町が土地をお借りする場合も、契約上は無償でお借りしてまいりました。

○委員長（千葉伸孝君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 今年度まで、今年で終わる見込みだから今年度だと思うのですけれども、この工事が終わるまでと解してよろしいですか。あと、今後についてはないものと解してよろしいでしょうか。

○委員長（千葉伸孝君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 防潮堤工事の進捗にもよりますが、一応、来年度限りで土地はお返りする予定で進めております。

○委員長（千葉伸孝君） よろしいですか。

ほかに。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 154ページの14節工事請負費、伊里前地区の南側整備工事についてであります。この工事の内容、そしてこれに関連するかどうかは聞いてみないと分かりませんが、祈りの場はどこに整備するのかですね。

○委員長（千葉伸孝君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 伊里前のハマレ南の整備なのですが、現在、国道45号と海岸の防潮堤に囲まれている地区をかさ上げします。それで、かさ上げた上には駐車場、遊具広場、芝生広場、そして大きく分けているそうですが、その中に祈りの場も設置することにしてございます。

祈りの場につきましては、防潮堤側、海が見える位置に高さ的にも含めてですが、設置する予定になっております。具体の配置計画につきましては、今日、支所長はおりませんが、支所が中心になって、すばらしい歌津をつくる協議会等々、一定の土地利用計画の方向性は、

住民との合意形成は図られた上で、来年度工事という段階に入っています。

○委員長（千葉伸孝君） 高橋兼次委員、いいですか。佐藤正明委員。

○佐藤正明委員 10款の152ページと153ページの中でですが、公共土木施設災害復旧費で東日本大震災のほうは進捗による形で大分減額になったのですが、今度は本格的に台風19号と、そのような形の予算のように見受けられます。そこで、一応、台風19号ではそれぞれ国からの補助をもらって、国債で充てられると、そういう形ですが、そのほかのやつはわずかの工事ですか、そちらは地方債等を向けるというようなお話を聞いておりますが、その辺のやつで、その現地のほうですか、本当にやってもらえるのかどうか、現地のほうを確認されてあるか、もしくは検討されてあるか、その辺1点と、あとはそれに伴って予算配分は今後、国からは支給、もらえるのか、その辺が2点目。

あと、大分、職員の皆さん、東日本大震災の後、追っかけのように台風19号でそれぞれ御苦労されている形ですが、職員の方、技術的な職員の方、復旧するために派遣職員の方々も大分、今年度で終わりと、そういう形で言われていましたし、あとは臨時職というようなことを言われているのですが、その辺は本当に大丈夫なのか。

その3点を伺っておきたいと思います。

○委員長（千葉伸孝君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の19号債のその他ということは、国費でできない単独分という考え方でよろしいでしょうか。それにつきましては、予算の範囲の、可能な範囲で対応はさせていただきたいというふうに考えてございます。

それと、19号債、そちらのほうの予算の確保ということでございますが、今回、道路橋りょう災害復旧費につきましては今、現段階で重要変更協議というのをちょっと進めてございまして、そちらのほうの今、県・国との調整中ということでございまして、今回はそれに要する見込み額を計上させていただいておるといふものでございます。

それと、3点目の技術職員の数は充足するののかという問題に関しましては、申し訳ございません、総務課長のほうから御答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（千葉伸孝君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 10年を目標にとということで、何としても10年目までにという勢いで進めてきておりますので、11年目の支援の職員につきましては、なかなか十分と言える人数の確保というのは難しいのですけれども、それでも何とか体制としてやっていける人数を可能な範囲で充足させていただき、体制を取らせていただきます。

○委員長（千葉伸孝君） 佐藤正明委員。

○佐藤正明委員 1点目、その他のほかの工事というようなことは、予算範囲内というようなことを今言っていますが、やはり現地を確認していただきたいなど。恐らく最後には、予算がないからやれなかったとか、そういうのは今までもずっとあるものですから、地権者あるいはそれに関連している方々、本当にやってもらえるのかなとかお話ししていますし、職員の方も忙しいかなんだか、その辺は、その方々と検討されているか、地域の方々とも話をしているのか。その辺の確認と、あとは今言いましたように、その予算配分については重要変更だというようなことで言っていますが、やはりその変更して、その予算が本当にもらえるのかどうか。といいますのも、最後には6%しかもらえなかったとかそういうこともございますので、しっかりその辺検討されているのかですね。

あとは、職員の方々については、何とか対応できると言っていますが、国では今、残業等あんまりするなど、働き方改革で大分言っておりますので、その辺を見据えた形で対応されているかどうか、その辺、再度確認しておきます。

○委員長（千葉伸孝君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問でございますが、現地のほうは職員がそれぞれ把握をしておるものというふうに解釈をしております。地区の方々にも御意見等を順次お伺いをしておると。今現在も単独費ということで発注等々のほうについては順次行ってございますので、あとは何ていうのでしょうか、危険性、必要性のあるところについては、今後におきましても可能な限り対応してまいりたいというふうに考えてございます。

それと、あと重要変更でございますが、やはり災害復旧事業ということでございますので、社総交事業のように配分がなくて云々ということはないものというふうに認識はしてございます。そのために何度も何度も国・県のほうと予算確保のためにいろいろ書類を添付をしながら、申請手続を行っておるということでございますので、予算のほうにつきましても確保できるものというふうに考えてございます。

○委員長（千葉伸孝君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 職員の働き方改革、時間外なしで済むような状況とはとても言えそうにございません。充足、自治法派遣をお願いをして、不足が出ておりまして、その分について今度は復興庁をお願いして充足しようという形の中で行っております。担当課には苦勞をかけますが、もう1年しっかり頑張ってくださいようになるだろうと考えております。

○委員長（千葉伸孝君） 佐藤正明委員。

○佐藤正明委員 1 問目、予算範囲で思うようにやれるというようなお話ですが、災害復旧工事と抱き合わせすれば、経営関係も大分削減される形でございますので、再度、現地確認、地域の方等の立会いの下で再度、確認をお願いしたいなと思います。

あとは、重変については大丈夫ではないかと、何とか確保できるのではないかなというような答弁でしたので、ひとつその辺はしっかり力を入れてお願いしたいと。

あとは3点目、いろいろ難しい形でございますが、職員の方の健康管理等も十分確認して、早期、19号の被害についてはもう1年半になりますので、地域の方々の農地関係で大分苦勞しておるような形でございますので、職員の健康管理等、さらに管理しながら早期の完了をしていただくよう、職員の方々には頑張ってもらおうとしか言えませんが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（千葉伸孝君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 第1点目につきましては、極力意を用いて努めてまいりたいと考えてございます。

あと、2点目の予算確保につきましては、今後におきましても体制を整えて十分な予算が確保できるように努力をしてみたいと考えてございます。

○委員長（千葉伸孝君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 御指摘のとおり、職員の健康管理には意を用いてまいりたいと思います。

○委員長（千葉伸孝君） ほかに。倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 155ページ、復興推進費で、震災伝承施設アート制作委託料のところなのですが、いわゆる道の駅のところの震災伝承施設にアート作品を作ることだと思います。先週、新聞記事にもありました。震災伝承施設の展示制作で、フランスの美術家、巨匠と言われている方ですけれども、ボルタンスキー氏に委託へということで新聞記事があったかと思ひます。

それで、別冊で頂いた委託の概要、この中に11ページですか、一番下のところで、継続ということで隈研吾建築都市設計事務所、それから国立大学法人東京芸術大学、それと外国法人だと思ひますがエバーバルアンドカンパニー、3つの法人というか、3つの方に委託するようなことになるのかなというふうに思ひますが、このボルタンスキーさんという方、この方が選ばれた、この理由というか、どういったつながりでこの方になったのか。それで、このエバーバルという会社、これがボルタンスキーさんの所属する会社なのか、そのあ

たりのちょっと説明をいただきたいなというふうに思っています。その辺お願いします。

○委員長（千葉伸孝君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 最初に別冊の資料のエバーバルランコーポレーションにつきましては、ボルタンスキー氏が登録されている、いわゆるエージェンシー、代理店となっています。あくまでもアーティスト個人と契約するのではなくて、代理店との契約行為となっています。このエージェンシーに登録されているアーティストは、ちょっと私の手元にある資料だけでも50人ぐらいおりまして、当町の場合、ボルタンスキー氏という部分を強く願いつつ、この代理店と直接は契約というふうになります。

それで、ボルタンスキー氏につきましては、おとしですか、伝承施設の展示の計画をつくる際に、事業者からプロポーザルをやった際に伝承施設そのものの、あの道の駅一帯での在り方も含めてなのですが、どうしても観光的要素で訪れるお客さんを、まずはラーニング施設に導くために志向の整理が必要だろうと。その意味で、こういった作家の方はいかがでしょうかとといったような提案がされました。それから町のほうとしては、ボルタンスキー氏の作品等を見ながら、最終的にはボルタンスキー氏でいきたいと思いますというところでございます。

今も申し上げましたが、ここのボルタンスキー氏のアートのいわゆる役割という部分につきましては、ラーニングプログラムを行うまでのアプローチの部分に対して作品を設置することになります。様々なその前段でデータ、画像、映像、そういった展示施設を通った上で、このアプローチの部分に来るのですが、そこで伝え切れない内的な志向的な部分を考えていただく、目で見えていただく、そういった部分の役割にこのアーティストの作品を展示すると。

この方は、ボルタンスキー氏は、日本とかなり縁が深い方でございまして、東日本大震災の直後も当町のほうを訪れたようでございます。直接面したことはないのですが、この東日本大震災で自然と生きることの壊れやすさ、しかしながらしたたかな強さというものを強く感じていたそうでございます。そういった部分をアートとして当町の伝承施設で紹介いただければいいのかなというふうな思いでございます。

○委員長（千葉伸孝君） 倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 じゃあ震災直後からこちらのほうには関心を寄せていただいていたということで理解いたしました。それで、絵画ということによろしいんですかね。アート作品といってもいろいろとあろうかと思えます。彫像であったり、いろいろなタイプのアート作品があるかと思えますけれども、要は入り口のところに設置するような絵画ということでもいいのか

どうか、ちょっとそのあたり。それで、個数というか、点数ですね、1つだけお願いするのか、あるいは複数を作っていただくようなことになるのか、そのあたりの何か考えがもしあるのであればお願いします。

それで、そのアート作品に関連するかと思えますけれども、今現在、ポータルセンターの中にもこういった展示できるようなものがありますけれども、ポータルセンターはどうなるのですか。その後解体するのคะですね。もし解体するのであれば、ポータルセンターにある展示物を今度新しくできる伝承施設の中で、ちょっと時もたっているのもそれなりにリメイクなんか必要かとは思いますが、有効利用できないのかどうか、その辺もお聞かせいただければと思います。

あと、ちょっと別件になりますが、記録誌を作成するということでの御説明がありました。震災記録誌作成業務委託料500万円ですけれども、これは何部ぐらい作成するのか。それで、誰に向けて作成するのか。町民向けなのか、例えば毎戸に配布するために作るのか、あるいは幅広く関わっていただいた方にお礼の意味も込めて作成するのか。あるいは一般の観光客にも向けて南三陸のPRも兼ねて作成をするのか。そういったちょっと使い道もお聞かせいただければと思います。

○委員長（千葉伸孝君）　ここで暫時休憩をいたします。再開は11時25分といたします。

午前11時04分　休憩

午前11時24分　再開

○委員長（千葉伸孝君）　皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出10款災害復旧費から13款予備費までの審査を続行いたします。

倉橋誠司委員の質疑に対する答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（及川 明君）　ボルタンスキー氏のアートがどのような配置になっているとかということなのですが、図面等がない中でなかなかあれなのですが、入り口入ってまずパネル、画像パネル、あと映像モニター、あとは小さな遺物といいますか、大震災に関わる物の展示、そういったスペースの次にアートのスペース、そしてその次にラーニングのスペースというふうな形になります。ボルタンスキー氏の展示のスペースそのものは10坪程度のスペースですので、そこにいろんな物を置くというよりは、1つのその空間の中で1つ完結するようなものになる予定です。

それと、ポータルセンターなのですが、いずれポータルセンターはこの間も御寄附の関係で

名前が出てきましたが、アムウェイさんの所有で観光協会が借り受けている施設ですので、使えるような状態じゃないということであれば、解体するという方向性ではお話は伺っております。中の展示物等につきましても、伝承施設そのものも限られたスペースであります。画像そのものの元となるものとか、そういったものは使えるものは使う予定にはしてありますが、全てをとという考えではございません。

それと、震災の記録誌なのですが、どこに向けてというよりも、まず町として記録を残すというのが、まずは主眼に置いています。今回の震災を、被害を被る前そのものから、どういう防災を呼びかけてきた町なのかから始まりまして、いろんな様々な震災の状況、あとはどういう支援をいただいたのか、どういうふうに立ち上がっていったのか、そういったものをまとめるものになる予定でしております。大体ページ数的には400ページぐらいを予定してございます。

この記録誌につきましては、なかなか来年度1か年でというのは非常にタイトなものでございまして、2か年の債務負担行為も設定させていただいているというもので、最終的には2,500万円ぐらいの予算額の規模で作成をする予定となっております。

○委員長（千葉伸孝君） よろしいですか。

ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目、154ページ、下段のほうの追悼行事について伺いたいと思います。今年度というか、740万円の予算を取って追悼されたわけですが、来年度の予算が100万円と、こう出ているのですが、この規模で大丈夫なのかというか、十分できるのかどうか、確認をお願いしたいと思います。

あと、もう1点、先ほど前委員も聞いた伝承施設について伺いたいと思います。昨年予算化になったラーニングプログラムの制作で、これが1,800万円あったのですが、それでさっきの補正で減額になって、その分の制作はどのようになっているのか。もしそのラーニングプログラムと今回のこのアートの制作と展示のこの関係というのですか、この連携みたいなものはどのようになっているのか伺いたいと思います。

あと、もう1点、展示制作はどなたが、誰が作る予定なのか。委託前なのであれなのですが、分かっていたら伺いたいと思います。

○委員長（千葉伸孝君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、1点目にございました追悼式についてですが、

令和2年が七百数十万円で今回、令和3年は100万円の予算ということでございまして、簡単に言いますと、スケールダウンと申しますか、これまで体育館で、体育館と申しますか、アリーナでやってまいりましたけれども、目下のところとしてはアリーナではなく、隣の文化交流ホールを使いまして、そこに祭壇を設置して行うというふうなことでございます。イメージとしてはということで申し上げますけれども、例年夏に開催しております戦没者追悼式がございまして。大体あのぐらいの、あれよりももう少し大きいものになろうかとは思いますが、そういったイメージでの開催ということ想定しているということでございます。

○委員長（千葉伸孝君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） ラーニングプログラムの作成状況ということですが、ラーニングプログラムそのものは全部で11プログラムで制作する方向性が決まっていますが、どうしても対面方式で人とのインタビューなどもあるということで、コロナの影響もあって、そこがちょっと時間をかけている、かかっているという状況でございます。

このラーニングプログラムの委託業務につきましては、ラーニングプログラムと展示計画、施設内の展示計画を策定する業務でもございますので、併せて繰越事業として補正予算で御決定をいただいたところでございます。

それと、アートと展示の連携ですか、何かそのことを言ったと思うのですが、展示制作はどなたかというお話もございましたが、当然、来年度予算ですので、既に決まったものじゃなくて、来年度、業者選定に向けて作業を進めるというものでございます。

○委員長（千葉伸孝君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 追悼行事に関しては、アリーナからホールということで、先ほど課長のスケールダウンという言葉がありましたけれども、追悼のこの意味というのですか、気持ちはできるだけスケールダウンしないような形で執り行うことができるのかどうかだけ確認させていただきます。

あと、私がお聞きしたかったのは、ラーニングプログラムをつくると、これからつくるといふことなのですかけれども、それとこのアートと展示の部分のその連携というか、関わりが、先ほどの前委員の説明でも、導入がアートで、そしてラーニングがあって云々という言葉もあったので、そこのところをもう少し詳しくというか、分かる範囲というか、説明できる範囲でお願いしたいと思います。

あと、展示制作はまだ誰が作るか分からない、作り物を置くということなのか、もしくはリアルな物を展示するという、そういう部分もあるのか、その点の確認をお願いしたいと思います。

ます。

あと、もう1点、今回こういった場所にアートという名の制作をするわけですが、復興11年目から今後、全町的なことにおいて、そのアートっぽい部分でのまちづくりには進む予定というか、気持ちがあるのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（千葉伸孝君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 1点目でございます。委員おっしゃるとおりだと思います。追悼式自体の規模は確かに小さくいたしますけれども、決して追悼の意を小さくするというものではなくございますので、今後ともしっかりとそういったところをお伝えできるようなことを考えてまいりたいと思います。

○委員長（千葉伸孝君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 委員の御質問のアート・展示・ラーニングと、その一つ一つ言葉をですね、ぶつぶつになっていますが、1つの伝承施設の中のツールであるということで、全体のコンセプトを、描かれているコンセプトを達成するための1つのツールであるというふうに理解してもらえれば、確かにそれぞれが契約上はぶつぶつになっていますが、基は伝承施設の基本計画というのもつくり上げた上でそれぞれが進んでいるということでございますので、当然、連携といいますか、つながりという部分は非常に大事なのかなというふうに思っています。

それと、展示制作につきましては、当然リアルなものを展示する部分もございますし、あえて画像をパネル化して制作するものもございますので、一概にリアルか制作かというところ、どちらもだということもございますので、御理解いただければと思います。

それと、アートの回遊性、アートによる町の回遊性といいますか、まちづくりへの波及につきましては、今回、当町でアートを用いた施設というものはあまりなかったものですから、今回のアートに対する来訪者の反応・反響そういうものを見ながら、町内の回遊性を高める1つのツールとしては有効ということになれば、そういった可能性もあるかと思いますが、しばらくは今回の伝承施設の来訪者の状況を勘案した上で検討させていただければというふうに思います。

○委員長（千葉伸孝君） いいですか。（「はい」の声あり）

ほかに。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 何点かお伺いしたいと思います。

154ページの下段、伊里前南側整備事業ですが、整備工事等ですが、前に横断歩道をどうしま

しょうかという話をしました。それで、商店街側から渡れないと、国道は太い、広い道路なので大変ですけれども、相当重要なかなと思います、計画の中に入っているかどうかお伺いします。

2点目は、次の155ページの震災記録誌作成業務委託料ですけれども、これはどういうメンバーでまとめていくのかという、どういう視点を盛り込むのかというのが非常に重要なかなと思いますので、現時点で決まっている基本的な考え方があればお伺いしたいと思います。

3点目は、その上と下の震災伝承施設に関連してですけれども、アートという部分がかもともまちづくり協議会等でも一切出てこなかったワードが、説明会で急にぽんと出てきたという印象を多くの町民が抱いて、どうなっているのですかという説明会だったと私も記憶しております。そもそも町民からアートが欲しいよねと、必要だよねと言い出したことは多分ないですね。

ただ、そのアートの持つ力、言葉では説明できない何かを、人の感情を、言葉が通じない人にも、もしかしたら外国の方にも伝えるという意味では有効な部分もあると思いますし、アートいいねという説明会での意見もあったと思いますけれども、ただ、説明会で見せられた画像が非常にショッキングで、この話は前にも町長としたことがありますけれども、議場でしたこともありますけれども、え、あれがうちにできるのと。庁舎、防災庁舎でさえ見たくない、思い出したくないという人もいるのに、そこに配慮したほうがいいよねという話があるのに、まるでこの町であった悲劇を見せ物といいますか、それを1つの作品にするというのが、この町にできてしまうということに対して、非常にアレルギーといいますか、反対意見というのが強くあったなと思うのです。

それで、先ほど言いましたけれども、町民からぜひアートの力を借りて気持ちを整理してもらって、震災についてしっかりと真面目な姿勢で学んでほしいと言い出したわけではないので、そのアートを持ってきますよと決めたことに対しては、町民の理解をやはり得ないと、町民があそこに人を案内できないと思うんですね。ボルタンスキーさん、会ったこともないですから、私も、どういう方でどういう思いで私たちの町のためにこういう作品を作ってくれましたと我々が説明できないと、何でここに、すばらしい作品だねと、これは何でここにあるのですかといったときに誰も説明できないのでは、どこかから誰かが引っ張ってきて置いてありますでは、先ほど施設全体の連携、その流れというものが非常に重要だという話をされていましたが、完全に分断されちゃうと思うんですね。

震災の被害があつて、だからいろんな災害に対して、この間地震もありましたけれども、あ

あいつたことがあったときに即座に反応できるような心構えをみんなに持ってほしいので、そういったことをお伝えするために、どうぞこの伝承施設で学んでいってくださいと、我々は案内する側だと思うのですが、その、しかも何かあれでしたよね、資料を見たら4作品あるんですよね。展示室2に1作品、展示室3に2作品、外構に1作品とありますので、ただでさえ狭い伝承スペースをアート作品に多く割くわけですから、それに対してはやはりできてよかったねと、これは必要だねということが納得できないといけないと思うんですね。

その方を引っ張ってくるのは委託業者かもしれませんが、アートでいこうと決めたのはやはり町であるでしょうし、設置者の責任でしょうから、そのギャップが、私の感覚ではもう既にありますので、埋める努力はこれはかなり必要なんじゃないかなと思っておりますので、まず1回目の質問としては、こういう町民の声とか町民の気持ちとか、これを一度、まあそれはそれとしてあるでしょうけれども、一部の人の意見ですよというふうに切り捨てるおつもりなのかどうか、まずお伺いします。

○委員長（千葉伸孝君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 1点目の伊里前のハマレ南の整備区域からとハマレをつなぐ横断歩道の話ですが、いつだったか、いつかの議会の際に支所長がお話ししたと思うのですが、横断歩道、いわゆる信号機をとという部分を協議させていただいているという状況だそうです。ただ、警察のほうでも、信号機を増やすという部分はなかなか理解が得られなくて、町内にあるどこかを減らして、そこに新しい信号機プラス横断歩道をとということで何か話は、そこまで今は協議がされているというふうなことは伺っております。それで、その部分の費用については、今回の整備費予算には入ってございません。

それと、記録誌、どういうメンバーでということなのですが、かなり広い範囲のものを作らなければならないということで、メンバーというよりはいろんな組織、あるいは社協さんも含めてなのですが、いろんな団体、そういったところと連携しながら進めていく予定かなというふうに思っています。現在のところは、どういうものという部分だけでしかまだ決まっておらないので、今後詰めていく必要があるかというふうに思います。

アートについては、計画をつくるときに、プロポーザルで事業者を決定したのですが、計画策定の段階で一旦、策定委員会なるものを設けて議論をしました。それをもって素案で町民の意見を聴く場面、あとは道の駅の推進協議会とか、そういった中で御意見等を伺った上で、今回、アートを導入するという方向性を決めさせていただきました。

ただ、町民の方々に説明する際も、用いた資料の画像が、写真が、非常に確かにリアルだっ

たかというふうに思います。ボルタンスキーさんの場合、どうしてもこういった作品が多いのですが、町からのオーダーは、先ほども若干お答えしましたけれども、自然とともに生きることのもろさと命の尊さ、生きていることへの喜び、そういったものを伝えるものに、アートとして表現してほしいというオーダーをしてございますので、素案を見る限り、これまで彼の作品だと言われるものに照らした場合、それほどネガティブになるような作品にはならないのかなというふうに、逆に感じ方も様々でございますので、それを見たときにこちらのオーダー、意図する部分を全ての人が感じられるかどうかというのは、これもまた分かりませんが、ただ、嫌気が差すようなものではないというものだと思っております。

それと、その町民の思いとかけ離れているという部分は、町民に対しての意見交換の場を設けましたけれども、ある方からは奇をてらうなど、震災というものをしっかり正直に伝えてほしいということで、何か湾曲して伝えるものでもないですし、伝承施設そのものを来た人に学んでいただく施設でございますので、ただ、その受皿としての志向の整理を、こういったものを使って表現をして、体験をしていただければという思いでございますので、そこは説明会、意見交換会のときに出した、ちょっと写真があまりにも悪かったなというふうな反省はございます。

ただ、先ほどの思いもございまして、総じて言えば、住民の方々からすれば、いわゆるどこにでもある伝承施設では駄目だと。しっかり伝える、学べる、そういった施設にすべきだという意見のほうが強かったということで、このような方向で進めてございます。

○委員長（千葉伸孝君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 横断歩道については分かりました。

それで、震災記録誌については、社会福祉協議会さんなどを含めて、詳細はこれからということですが、詳細はこれからということでしたら1つお伺いしておきたいのですが、この町、やはり我々の力だけで復興してきたわけじゃないじゃないですか。その助けに来ていただいた皆さんには皆さんの思いがあって、何というか、関係性というか社会性というか、あの人たちには何かあの人たちのつながりがあって、その視点というのも記録誌として残す以上は、やはり重要な視点かなと思いますので、そのメンバーであったり、意見を聴く人の対象にボランティアさんというものも含めてほしいなというふうに思っておりますが、そのあたりはどのようにお考えか。

アートに関しては、今最初の質問で申し上げたところが非常に重要な部分だと思っておりますし、心配している部分なんですね。ですので、それは分かった上で進めていただければ

というふうに信じたい部分でもありますが、伝承施設を見に来る人はアートを見に来るわけじゃないと思うんですよ。それで、我々もアートを見てほしくて呼ぶわけじゃないので、そこを絶対に取り違えてほしくないという部分と、ただ、伝えたいこととアートも直結しなければ行けないと思うのです。その私たちが伝えたい思い、防災に対して備えてほしいとか、想定外ということを常に頭に入れてほしいとか、それを入れていたけれども、高台に逃げるのが遅れて亡くなった人がこんなにいってしまったのだと、あれだけ災害に対して備えていた町なのに被害が出てしまったというそういった思いを、そのアートを見たら、アートを見たら一目で分かるというものを要求するのちょっと難しいと思いますが、ただ、伝えたい思いとそのアートというものがやはり連動しなければ、その置く意味はないと思いますので、そこは何というのでしょうか、しっかり委託先に対して注文というか、注視して行ってほしいなと思っております。

1つだけ技術的なというか、議会的なことを聞けば、3目、155ページの復興推進費、一般財源はゼロなんですね、ほぼね。ほぼというかゼロか。3目に関してはゼロですね。国・県支出金の2,000万円が被災地域交流拠点施設整備事業補助金に多分そっくり流れるのだと思うので、その他の財源だと思うんですね。この財源のあたり、要は町の、3,000万円ですから、アートの委託、それで展示物の委託5,500万円ですから、町民からしたら、ええ、そんなに使うのと率直に思っている部分だと思いますので、町の財布が痛まない仕組みになっている訳をお知らせいただければと思いますが、いかがでしょう。

○委員長（千葉伸孝君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 1点目の記録誌の関係ですが、当然、自らで立ち上がってきた町ではないという立ち位置でございますので、当然どういう方から支援を受けたか、町としてもですし、ほかにもいろんな企業も含めて、様々なところから支援を受けたと思いますので、そういった記録も含めて残すのが、今回の記録誌の役割であろうというふうに思っております。ですので、どこ向けという、先ほど質問がありましたが、というよりは町として記録として残すという意味合いのほうが強いものになるかと思えます。

それと、アートについては、初めから全体のコンセプトの中でのお話ですので、ラーニングとアート、あるいは展示物とという部分を、ぼつぼつ切り離してのものにはならないのかなというふうに思います。

先ほどちょっとお答えしなかったのですが、アートはほかに3作品ございますが、実際に設置するアートというのは、ほかにボルタンスキーさん以外になくて、外構とか、あと壁を

使っての壁画的なアートとか、そういったもので考えてございますので、唯一ボルタンスキー氏の作品については一定のスペースを取った上で描いていただくということでございます。

それで、財源については、震災復興基金を活用して整備をしております。ちなみにその2目の地域復興費のその他財源につきましては、地域復興基金を活用して予算を計上させていただいております。

○委員長（千葉伸孝君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 じゃあ3回目、最後に、まず財源と、それからアートというものに対しての捉え方、基本的な考え方、繰り返しなのでこれ、前にもお話ししましたし、町長にもさんざん、一般質問でしたかね、いろいろやり取りしましたので、もう一度改めてというお話ではありますが、新聞報道もありましたので、町民の意識・関心が集まっているなと思いましたが、それで、財源についても聞きましたけれども、最後、作品についてだけもう一度確認したいと思います。頂いた参考資料の11ページに、1作品、2作品、1作品とありまして、アート作品が4作品並ぶのかなというふうに、これだけ見れば思うのですが、その中の1つがボルタンスキーさんが所属しているエージェントに頼むものということですかね、正確に言えば。それで、残りの3つは別なアーティストさんに頼むということなのか、そこを最後に確認させてください。

○委員長（千葉伸孝君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 追加で出しております資料の御説明がちょっと抜けておりました。この中の展示室2の1作品というのが、エバール balan コーポレーション、いわゆるボルタンスキー氏の作品でございます。それと、展示室3の2作品、それと外構1作品、これにつきましては東京芸大さんをお願いするというので、東京芸大さんのアートの役割とすれば、どうしてもラーニングプログラムまで終わってきますと、施設をそのプログラム、ラーニングルームから出たときに、恐らくいろんな志向、考えだけで、重苦しい雰囲気でもどうしても出てきてしまいますので、町のコンセプトとすれば、その後に希望、感謝、そういったもののコンセプトの用語の中で、若い作家に、アーティストに表現できないかということで、芸大さんをお願いしているというものでございます。

もう一つ、隈研吾事務所とあるのですが、隈研吾事務所につきましては、日本国内で様々なアート作品、アートと建築というものを組み立てている実績がございます。それで、この中でエバール balan コーポレーションにつきましては、フランスのパリにあるのですが、隈研吾事務所さんがパリに事務所がある関係で、非常に連絡が付きやすい、連絡を取りやす

いということもございましたので、コーディネート役として隈研吾事務所さんに、設置の部分の監修も含めてですが、そういった役割を担っていただいているというものでございます。

○委員長（千葉伸孝君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（千葉伸孝君） なければ、10款災害復旧費から13款予備費の質疑を終わります。

以上で、歳出に対する審査を終わります。

これをもって、議案第57号の質疑を終結いたします。

これより、議案第57号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（千葉伸孝君） なければ、これで討論を終結いたします。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉伸孝君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第58号令和3年度南三陸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、議案第58号令和3年度南三陸町国民健康保険特別会計予算について細部説明を申し上げます。事項別明細書で御説明申し上げますので、176、177ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,000万円とするものでございます。前年度比較ではプラス5.09%、9,800万円増となります。増額の主な要因は、歳入4款の県支出金がプラス6.8%、9,300万円ほど増となったためですが、加入者数が減少し税率改正によりまして、1款の国保税は減額となっております。

それでは、歳入から細かく見ていきます。次の178ページをお開きいただきたいと思います。

1款の国民健康保険税ですが、合計で3億5,333万円ほど、前年度比較ではマイナス13.47%、5,472万円減となりました。応能応益割変更等の税率改正によるものでございます。

続いて、179ページ、中段になります。

4款の県支出金は14億6,186万円ほど、前年度比較でプラス6.8%、9,311万円増です。増減の理由は、1目の普通交付金では、療養給付費や高額療養費等の保険給付に要する経費が14

億2,820万円と、前年度比較でプラス8.21%、1億845万円増となったこと、また2目の特別交付金のうち東日本大震災に係る特別調整交付金920万円が、前年度比較でマイナス58.1%、1,280万円減となり、2節の3,366万円は、前年度比較でマイナス31.3%、1,534万円減となったことなどによるものでございます。

続いて、180ページを御覧ください。

6款の繰入金は、1項1目の一般会計で1億464万2,000円の繰入れですが、前年度比較でマイナス9%、1,029万6,000円減は、税率改正によりまして限度額超過世帯が減少したことが理由でございます。また、2項1目の財政調整基金は6,000万円を繰入れしますが、これは税率改正による保険税軽減分の公費補填の減額分に充当いたします。なお、令和3年度末の財政調整基金残高は、約2億9,900万円と見込んでおります。

続きまして、歳出でございます。183ページから185ページを御覧いただきたいと思っております。

1款総務費は、国保税の賦課徴収に係る職員の人件費で、賦課徴収に係る経費でございます。1款全体では3,266万7,000円、前年度比で473万8,000円増は人件費分でございます。3項は国保の運営協議会に係る経費でございます。

続いて、2款の保険給付費は186から187ページにかけてでございます。

保険給付費はそれぞれの制度における負担割合や係数によって給付の見込み額等を推計している数値となります。1項の療養給付費から5項その他まで、2款保険給付費の合計は14億3,620万円で、前年度比較でプラス7.97%、1億605万円増でございます。これは医療費で3%、高額療養費で18%程度の増加を見込んでいることでございます。

続いて、3款は187ページ下段から188ページになります。

3款の保険事業費納付金の県から提示された1項医療給付費分、2項後期支援金分、3項介護納付金分の合計額は5億2,090万9,000円で、前年度比較でマイナス2.84%、1,526万円減となりました。

189ページから190ページ上段を御覧いただきたいと思っております。

5款1項の特定健康診査等事業費は1,343万円で、前年度比でマイナス2.1%、28万9,000円の減で、ほぼ前年並みでございます。2項の保健事業費では、医療費通知作成手数料や人間ドック・脳ドックの委託料を計上しております。

191ページ、下段を御覧ください。

8款諸支出金の直営診療施設等勘定繰出金は、南三陸病院の救急患者受入体制支援事業として、宿日直経費に対する手当の一部を交付するものでございます。

最後になりますが、9款の予備費は歳出における財源調整になります。

以上、予算の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（千葉伸孝君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は午後1時10分です。

午後0時01分 休憩

午後1時10分 再開

○委員長（千葉伸孝君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第58号の審査を続行します。

担当課長の細部説明が終わっています。

質疑願います。質疑ありませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 3点お伺いいたします。

178ページ、一般被保険者国民健康保険税、税の関係です。医療費の現年課税分と滞繰分が出ております。この中で現年分は分かるのですけれども、滞繰分それぞれ、介護保険も含めて後期高齢、出ております。その中で一番古い年度のものって、何年度の分があるのか、その辺をお伺いいたします。

それから、179ページの県支出金の中の保険給付費等交付金の中で、特定健診特別交付金、2節ですね、特別交付金の中で、今年は220万円、特定健診の負担金があります。それで、昨年度は300万円だったのですけれども、これは多分去年の実績から基づいて220万円の歳入になっていると思うのですけれども、減った要因をお伺いいたします。

それから、次のページ、180ページ、繰入金、財政調整基金繰入金が6,000万円です。昨年は3,000万円だったのですけれども、この6,000万円入ると税負担分が減るので、町民にとっては大変喜ばしいことだと思いますけれども、この税がどのぐらい、この6,000万円を入れ込むことによってどのぐらいの、大まかでいいです、どのぐらい抑制されたのか、保険税がされたのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（千葉伸孝君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） まず、1点目の滞繰分については、1,000円ということで存置

科目というふうなところで載せてございますので、2年度分がまとめ次第、あとは補正予算を計上するというような形になると思います。

2件目の特定健診の負担金が減ったということなのですが、実績に合わせて減額したというふうな内容でございます。

それから、3番目の税負担が減った分というところなのですが、これにつきましては、保険税条例のところでも若干お話ししたのですが、減額になった分を基金を取り崩して充当するというふうなところでございまして、1人当たり平均ですと約8,000円の減額、1世帯当たり1万5,000円の減額になるというふうな見込みでございます。

○委員長（千葉伸孝君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 存置科目ということで分かりましたけれども、そのほかにもここ、昨年度の予算と比較するとあるのですけれども、その分は後で取るのか、医療、後期、介護の滞繰分のほかにも、この退職者の分ですね、現年分がないのですけれども、その辺はなくていいのか、その辺をお伺いします。

それから、特定健診の、次の特定健診については、昨年の実績を踏まえてということで分かりました。この健診、非常に重要なことですので、なるべく多くの方に出席していただいて受けていただくような、そういう努力を今後とも続けてやっていただきたいと思います。

それから、6,000万円入れることによって、そのぐらいの1万何がしの8,000円ですか、1人、そういう全額が下りるということは、町民にとって喜ばしいことだと思います。ですから、その辺も医療費がかさむ中、大変基金があるうちはそういうものに充当して、基金をためるだけではなくて、そういうものに費やしていただきたいと思います。その部分だけをお伺いいたします。

○委員長（千葉伸孝君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 大変失礼しました。今の滞繰分のお話なのですが、滞繰分につきましては、確定した段階で出しますもので、この部分については大まかな予定でございます。それから、退職の部分につきましては、既に制度が終了しているということで、ここで存置科目の1,000円を計上したというふうな内容でございます。

それから、保健指導事業なのですが、保健事業につきましては、前回もちょっとお話ししたのですが、健康無関心層が多いということで、これらの方を取り込むような形で全般に普及するように取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

基金につきましては、おっしゃるとおりでございますので、還元するような形にしたいと思

うのですけれども、以前、全員協議会のお話ししたように、今後の保険税の県納付金の上がり下がり具合を見ながら調整が必要というふうなところでございます。

○委員長（千葉伸孝君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 その178ページの件なのですけれども、存置科目として現年課税分も位置としてここに載せている必要があるのではないかと今申し上げたのです。あとの分は分かりました。その辺お伺いします。

○委員長（千葉伸孝君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） その退職者の被保険者の分なのですけれども、この制度は既に終了しておりますので、過年度分の取扱いで出てきた場合に、ここが必要になるということで存置科目ですので、現年分は既に制度がなくなっているということで御理解いただきたいと思えます。

○委員長（千葉伸孝君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 189ページ、この保健事業普及費についてお聞きします。健康づくり・体力づくりなのですが、この20億円の予算の中で、去年は520万円、今年度は400万円、この部分で間に合っているのかというか、十分なのかどうか、確認をお願いしたいと思います。

○委員長（千葉伸孝君） 答弁。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 保健事業前提で間に合っているかという話なのですけれども、前年度事業の実績を見て計上してございます。必要があれば増額というふうな形にしたいというふうに考えております。

○委員長（千葉伸孝君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 前年度実績、もう毎年同じような形でやっているみたいなのですが、この400万円のうち半分が人間ドックの分で、もっと体力・健康づくり事業へ取り組む必要性があるのかないのか、そしてその20億円の予算の中で、必ずこういった部門を設けなきゃいけないという、そういう決まりか何かあるのかどうか伺いたいです。

○委員長（千葉伸孝君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） ちょっと長くなりますけれども、医療費の関係についてお話しさせていただきたいと思えます。国民医療費、全国平均なのですけれども、負担と給付の関係でお話し申し上げますと、成人前までは当然子供たちなので負担はないのですけれども、1歳児、新生児から二十歳前までは医療費が下がっていくのですけれども、二十歳過ぎると医療費がどんどん増えていきます。それで、60手前までは負担のほうが多いような形で、例

えば60歳手前ですと年間の医療費が29万円、これは全国平均です。それで、負担額が40万円くらいになるのですけれども、ここからだんだん医療費が増えていきます。それで、65歳未満ですと医療費が36万8,000円、負担額が29万4,000円。70歳から74歳になりますと医療費が60万4,000円、負担額が19万4,000円。それで、80歳から84歳になりますと年間医療費が92万4,000円、負担額が14万9,000円。90歳から95歳未満ですと年間医療費は113万4,000円、負担額が14万8,000円というふうなことで、あとはそれ以上になりますと、あと110万円を超えてしまうというふうな、年を取れば取るほど医療費がかかるというふうな状況でございます。それで、保険者としては、健康で長生きしていただくような取組が必要なのですけれども、そういった意味で保健事業を実施しているわけでございます。

前回、無関心層が多いというふうなお話をしたのですけれども、ちょっとアンケート調査、県の委託事業でアンケート調査がありましたので、どういった関心を持っているかという部分でのお話をさせていただきたいのですけれども、現在、医療機関で従事者、医師等の指導を受けているという方が25%ございました。それで、自分で自己管理中という方が16.7%、あとケアマネジャー等に相談している方は3.3%、ここを合わせますと45%の方が関心あるというふうな状況でございます。

それで、これから無関心層に入るというふうに思うのですけれども、こういったアンケート調査には賛同できないという方が20.8%います。それから、あと時間がないという方が11.7%、その他無関心の方が22.5%、これを合わせますと34.2%で、賛同できないと合わせると55%の方が反対といえますか、その健康に関して無関心というふうに捉えているところでございます。

それで、保険者としてはどういった取組をしているかというところなのですけれども、データヘルス計画に基づいて効果的な事業、保健事業を実施したいということで、ポピュレーションアプローチという言い方をしているのですけれども、これは多くの方々が少しずつリスクを軽減する集団全体への呼びかけということで、特定健康診査受診勧奨事業ということで、これは保健福祉課と一緒にしまして、保健福祉推進委員さん、食生活改善推進委員さん、それから健康づくり隊と共同で健康呼びかけづくりのキャンペーンなどを行ってございます。

それから、特定保健指導事業ということで、特定健診時に初回面談を実施してございます。

それから、ハイリスクアプローチということで、高いリスクを持った方々のリスクを減らす働きかけということで、健康異常数値放置者への受診勧奨事業、それから生活習慣病予防啓発事業、それから糖尿病性腎症の重症化予防事業というようなことで、これは気仙沼の医師

会と共同でそういった事業を実施しているというふうなことでございます。

あと、その他もろもろの事業を実施しているというふうなことで、保健事業に取り組んでいるということでございます。

○委員長（千葉伸孝君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 丁寧な説明、ありがとうございます。そこで、最後に確認したいのは、今のいろんな取組の中で、健康づくりに取り組んでいるということなのですけれども、実際、当町のこの予算の中で、先ほど説明があった65歳以上の方たちが結構医療費もかかっているというのですけれども、それを幾らでも健康なままでいられるような、この取組に十分この金額で可能なかどうかだけ伺って終わりとします。

○委員長（千葉伸孝君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 昨年度につきましては、コロナもあって受診控えなんかもあったかもしれないのですけれども、特にその人間ドックにつきましては、前年の半分くらいしか受診していないというようなところで、若干下がっている部分はあると思うのですけれども、いずれその受診する機会、方が多ければ、それに合わせて補正予算を組みたいというふうに考えてございますので、現状のところは去年並みの実績ということで御理解いただきたいと思います。

○委員長（千葉伸孝君） ほかに。菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 1点だけお伺いします。186ページ、2款の保険給付費1目の高額療養費、3,000万円ほどの増額ですけれども、これは医療費じゃなくて療養費なのですが、どのようなあれなのか。それで、大体の想定、大体こういう病気でこういう人を何人ぐらいを想定しているとか、これは実績に応じて3,000万円増額だと思うのですけれども、その至った点をお伺いいたします。

○委員長（千葉伸孝君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 高額療養費につきましては、自己負担限度額を超えた方に対して、その超えた部分について補填するというふうな内容なのですけれども、高額療養費を受ける方々が年々増えているというふうな傾向にございます。先ほどの保健事業と結びつくかもしれないのですけれども、ずっと放置しておいて、年取ってからぐんと医療費がかかるような事態を招いているということで、高額療養費が増えているのかなというふうなところがございますので、それらを含めて保健事業でなるだけ高額が出ないような形にしたいというふうに考えております。

○委員長（千葉伸孝君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 じゃあ今の段階で、こういう病気でという、それは特定はできているのね、一般的な話で。そのためにいろんな意味で健康診断から様々やって、こういうことのないようにしていくということですね。分かりました。

○委員長（千葉伸孝君） ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 先ほどの答弁の中で、詳しくいろんなアンケートなどを用いて御説明いただいたことに対しては、ああ、こういうことなのかと、すごく評価いたします。その中で、186ページの療養費の中の11役務費、診療報酬等審査支払手数料、これは国保連合会のほうに審査手数料をあげるんだと思いますけれども、以前、ちょっと年度は忘れたのですけれども、レセプト点検なんて担当課でやっていたときがあったと思うのですけれども、やはり連合会に頼んでしまうと、毎月審査してもらわなければならないわけですけれども、課内でレセプト点検するといろいろなことが見えてくる部分があると思うのですけれども、この辺、連合会任せにしているのか、その辺お伺いいたします。

それから、出産手当と育児手当、出産育児一時金と葬祭費の関係ですけれども、出産育児金が、生まれる人が少なくなってきているから減っているというのが分かるのですけれども、それに伴い葬祭費が昨年200万円が今年150万円で、客観的に見ると、亡くなる人が多くなっている、私はこう見るのですけれども、それが国保世帯、世帯主が国保だと、これが葬祭費が受けられると思うのですけれども、後期高齢に入っている人が亡くなった場合、やはりこの葬祭費から外れると思うのですけれども、その考えでいいのかどうかをお伺いいたします。

それから、189ページの委託料、保健事業費の中の12委託料なのですけれども、ドック委託料200万円、それから糖尿病性重症化予防業務委託料、これは先ほどの答弁で気仙沼医師会に委託ということで、委託先は分かりました。それで、昨年は負担金・補助・交付金の中からドックの負担分、もちろん利用者さんからもらうから、そのまま負担金で出してやると思うのですけれども、今年は委託料になっているのですけれども、その辺どういうことから委託料になっているのか、また脳ドックの分が入っていないのですけれども、今年の方で脳ドックを予定しているのかいないのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（千葉伸孝君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 先にレセプト点検の関係なのですけれども、レセプト点検につきましては、県内全部の市町村で委託することになりまして、ここの部分については前は手作業だったのですけれども、今データを使った分析ができるというふうなことで、クラウド

データを全国的に集めて、それに対応するような仕組みに変わってきてございます。

それから、葬祭費につきましては、後期高齢のほうから支給されるということで、国保のほうからは出ませんけれども、後期のほうから出ます。

それから、3番目のドックの負担金から、今年は組み替えて委託料、より正確な支出科目に変更したということで、脳ドックのほうも含まれてございます。

○委員長（千葉伸孝君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 そうすると、国保連合会のほうにやってもらうという、クラウドデータですか、それは国保連合会を通じてやっているということなのですかけれども、やはりそういう、毎回でなくても年に1回とか、そういう結果というものはもらえるのか。先ほど私、レセプト点検は手作業で点検費分を予算化してやっているといろんなものが見えてくると言いましたけれども、やはりそういうことが大事でなかろうかなと思うのです。その点検することで今、この南三陸町はどういう人たちの病気が進んでいるとか、健康とどのようにマッチしていくのかというようなことも見据えていかなきゃならないので、その国保連合会に委託すると、そういうものは年1回でも、このような推移で来ますとか、データがもらえるのかどうか。その辺お伺いします。

それから、葬祭費の関係ですけれども、世帯主が国保であっても、亡くなった方が高齢者、後期高齢の保険証だとももらえないと解しているのか。先ほどの説明ですと、後期高齢の人はもらえないですというような意味だと思えるのですけれども、それでいいのかどうか再確認いたします。

それから、ではこのドック、昨年までは負担金、補助及び交付金、18節から出ていましたけれども、今年からは新たに正規の委託料で科目を変更したということでよろしいのか、再度お伺いいたします。

○委員長（千葉伸孝君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 1番目のデータにつきましては、提供いただいております。さらに、以前と違いまして、今は取り込み途中ではございますけれども、さらに細かく分析されたデータ、例えば多数回受診しているとか、そういった細かいところまで分かるような形になっていますので、それらは徐々にもう資料が拡大して全国的なデータが集まる、もちろん南三陸町の傾向的な部分は当然頂いておりますけれども、心疾患が多いとか、脳疾患が多いとか、糖尿病が多いとか、そういった形のは頂いておりますけれども、さらに細かく分析したデータを今後どんどん頂くような形になると思います。

それから、後期高齢者の部分につきましては、それぞれが加入するというふうになると思いますので、国保の世帯主とはまた別に考えていただきたいと思います。

3番目の質問につきましては、お見込みのとおりということでございます。

○委員長（千葉伸孝君） よろしいですか。ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（千葉伸孝君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第58号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（千葉伸孝君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉伸孝君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第59号令和3年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、議案第59号令和3年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算書の205、206ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書で御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,700万円とするものでございます。御案内のとおり、この会計は後期高齢者医療制度における被保険者が負担する保険料を受け入れ、それを保険者たる宮城県後期高齢者医療広域連合に納付するという性格の会計でございます。

まず、歳入からでございます。次の207ページをお開きください。

1款の後期高齢者保険料は、広域連合が積算した総額を特別徴収と普通徴収とに配分して計上したもので、1億871万4,000円と、前年度比でプラス10.15%、1,001万9,000円増は団塊世代の後期移行による被保険者数の増が要因でございます。

3款繰入金の保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分を一般会計から繰入れし広域連合に納付するもので、繰入金額は3,538万2,000円、昨年度比較でマイナス0.3%、11万8,000円減でございます。これは7.75割軽減の廃止による保険基盤安定繰入金の減額が要因でございます。

歳出は210ページになります。

歳出の主なものは広域連合への納付金を計上したもので1億4,409万6,000円と、前年度比較でプラス7.39%、992万1,000円増でございます。

以上、簡単ですが細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（千葉伸孝君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑願います。

（「なし」の声あり）

○委員長（千葉伸孝君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第59号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（千葉伸孝君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉伸孝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第60号令和3年度南三陸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、議案第60号令和3年度介護保険特別会計予算の細部について御説明申し上げます。予算書218ページ、219ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書でございます。

令和3年度につきましては、御覧のとおり歳入歳出総額を16億円とするものでございまして、前年度比較で150万円増、率にして0.09%の増としたものでございます。

次に、歳入歳出の詳細について御説明申し上げます。220ページにお進みください。

まず、歳入についてでございます。

1款1項介護保険料でございます。こちらは本町の65歳以上の方々に御負担いただいております第1号被保険者保険料でございまして、次年度の段階別の構成を見込みつつ積算を行ったものでございまして、ほぼ前年度並みの予算となっております。

なお、介護保険料につきましては、さきの条例審議で御決定賜ったとおり、基準額が月額6,000円、年額に直しますと7万2,000円となっております。

続きますところの3款国庫支出金から222ページ、5款県支出金までにつきましては、223ページ、7款の繰入金につきましては、保険給付の財源として支出額に応じて決められた割合による負担額の計上となっております。

次に、8款繰越金から9款諸収入までにつきましては、御覧のとおりほぼ前年同様と申しますか、存置予算の計上となっております。

続いて、歳出についてでございます。225ページを御覧ください。

1款総務費1項総務管理費でございますが、令和3年度予算額を975万9,000円としておりまして、前年度比較で359万8,000円の減となっております。これにつきましては、令和2年度において第8期介護保険事業計画を策定するための委託業務がございましたので、この減が主たる要因でございます。続いて、226ページにお進みください。2項徴収費1目賦課徴収費でございます。第1号被保険者をお願いしております保険料の賦課徴収に係る予算でございます。御覧のとおりほぼ前年並みでございます。続きまして、3項1目介護認定事業費でございます。介護保険の認定審査等に係る費用でございます。介護認定審査会委員の報酬や主治医意見書作成料等を計上しております。こちらにつきましても、前年同様の予算としております。

続いて、227ページにお進みください。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費から6項特定入所者介護サービス等費につきましては、介護サービス及び介護予防サービスに係ります保険給付としての費用を計上しております。歳入歳出予算事項別明細書にもございますとおり、給付費全体としては358万1,000円の増額となっておりますが、これは第8期計画の策定により給付費をやや増と見込んだものでございまして、その分ということになりますけれども、増と申しましても0.2%でございますので、例年並みの給付と言ってよろしいかと思っております。

次に、230ページにお進みください。

3款地域支援事業費1項介護予防生活支援サービス費でございます。要支援の方に行われる介護予防としてのサービス給付のうち、地域支援事業の中で行われるものの費用を計上しております。前年度比較で230万2,000円ほどの減額となっておりますけれども、これは前年度において通所型サービス、いわゆるデイサービスの給付が伸びるものと想定しておりましたが、想定ほどではなかったということから現実に合わせた計上としたものでございます。

次に、231ページにお進みください。

2項一般介護予防事業費でございます。こちらについては、介護予防事業に係る事業費を計上しております。前年度比較で153万円ほど減額としております。この主たる要因は、昨年まで賃借して活用しておりました体成分測定器について令和2年度において購入したことからの減額といたしました。それから、補助金として支出しております地域介護予防活動支援事業について制度の見直しを行ったというものでございます。

続いて、232ページにお進みください。

3項包括的支援事業費・任意事業費1目包括的ケアマネジメント支援事業費でございます。こちらは地域包括支援センターの運営に係る職員人件費等を計上しております。前年度と比較し13万6,000円ほど減額となっておりますけれども、人件費でございますので、ほぼ前年同様というものでございます。次に、233ページにお進みください。2目任意事業費でございます。こちらは、介護保険内の任意事業として取り組んでおります家族介護用品支給事業、いわゆるおむつ等の支給事業に係る経費を計上しております。24万3,000円ほど減額計上となっておりますけれども、前年の給付見込み等による積算というものでございます。次に、3目在宅医療介護連携事業、4目生活支援体制整備事業費、234ページ、5目認知症総合支援事業費につきましては、それぞれの対策に係ります各種講演会等の事業を行うための予算でございます。事業精査による予算の縮小等はございますけれども、内容といたしましては前年同様となっております。

なお、4目生活支援体制整備事業費について、208万1,000円の増額となっておりますが、これは人件費、つまり職員の構成によるものでございます。

続いて、235ページを御覧ください。

4款基金積立金及び5款諸支出金につきましては、会計上必要な費用につきまして存置または前年度同額を計上しております。

また、236ページ、6款予備費では一定額を予備費として計上しております。

以上、簡単でございますけれども、介護保険特別会計の細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（千葉伸孝君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、ここで質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。ありませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 それでは、132ページの一般介護予防事業費の中の18負担金、補助及び交付金100万円、地域介護予防活動支援事業費補助金とあります。この事業の内容と、それから次の233ページの扶助費、家族介護用品支給事業、これはおむつの支給だと思われますけれども、以前から私たびたび言うのですけれども、非課税世帯に対しての給付があるのですけれども、それを非課税だけでなく在宅でいる人のそのおむつ支給などを今後考えられないものかどうか、その辺をお伺いします。

それから、ページではないのですけれども、昨年からケアプラン1件について料金が発生されていますけれども、その辺の町民からのその利用者さんからの苦情とか何か相談とか、そういう話が出ているのかどうか、その辺、お伺いいたします。

○委員長（千葉伸孝君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 地域介護予防費ということで、先ほど細部説明の中で見直しを行わせていただくということを申し上げました。多分そのことではないかと思ひまして、御説明申し上げます。

これはいわゆる100歳体操の地域でやっていただいている団体に対して、ある程度の補助をさせていただいているというものでございます。こちらについては、今年度までは3つぐらいの区分に分けて月1回程度活動していらっしゃる団体には年額2万5,000円、月2回ぐらい活動していらっしゃる団体については年額で5万円、週1回、月4回程度開催して活動していただいている団体には年額で10万円という形で補助をさせていただいております。これはそれなりに活動するのに道具といいますか、おもりなんかを使うものですから、そういった物も必要ですよというところで差し上げておったのですけれども、ある程度その普及も結構出てまいりまして、その中で新たな投資というよりは、新たに団体をつくると、やはりそのおもりだったりいろんな物が必要になりますけれども、継続のところはそれほどでもないということで、ちょっと細かにさせていただいたというものです。

具体的に申し上げますと、先ほど言いました月1回活動している団体で新たに立ち上げたところについては従来どおり年額で2万5,000円、継続、以前にそういうお金を頂きましたと、今年2年目、3年目、4年目ですというところについては、年額で6,000円と。同じように月2回のところ、新規のところは従前どおり5万円、継続のところは1万2,000円。週1回、月4回程度のところ、新規については従前どおり年額で10万円、継続のところについては年額で2万5,000円というふうなところの補助体系を変えさせていただいたというふうな、そういう制度変化を起こしたというところでございます。

続いて、家族介護用品の非課税条件なのかというところなのですけれども、いずれその、これも以前も何度か申し上げたのですけれども、おむつを給付するということに対して、委員おっしゃりますとおり、必要な人と、みんな同じだというのはまさにそのとおりなのですけれども、では皆様からお預かりした保険料の中でどなたに差し上げるかというところに関して、多くの方が御納得いただけるのが、その住民税非課税の世帯、確かになかなか苦しいですよというふうなところを御理解いただけるのかなというところで、そういう条件をつけさせていただいているというところです。

それから、あと3点目のケアプランについて作成料が発生しているというふうなところでしたけれども、昨年のたしか民生教育常任委員会でも御指摘を受けたところなのですけれども、そういう議論が国の審議会であったというのは事実でございますが、ただ、結論としては見送りとされていますので、現実としてケアプランを作成したことによって、作成していただいた方、住民の方から何らかの費用を徴収するということは起きておりませんので、そこは、そういう議論があったというのはまさに確かですけれども、先送りといいますか、今回はそれは8期以降の部分については取り上げませんよというところに、8期では取り上げませんというところになりましたので、その辺は御理解いただければと思います。

○委員長（千葉伸孝君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 そうすると、この新たに100万円ということは、継続の人たちには少し割を引いた額ということになるわけですけれども、まさにその継続、継続は力なりという言葉がありますけれども、継続することが大事ですので、そして現実に関わっている人たちが新規で2万5,000円、5万円というのはいくらでも、実績報告を出すのに大変だという声があります。そうした中ですと、やはり継続でこのように6,000円、2万5,000円、5万円というふうになることによって、幾らかでも今まで使っている物、器具を使ってやるということは、大変こう、額が下がったことによって継続できるのかなと、使う人たちのそのサークルの中については、使い勝手がいいのかなという気がします。そういうことをこれからも継続、また新規のほうも、多分新規というのはそうさほど出てこないと思いますけれども、継続のほうに力を入れていただければありがたいと思います。

それから、そのケアプランの額ですけれども、やはり8期ではやらないという方針なのですけれども、今後、9期、10期に行って、そういうものもまた再開する場面も出てくるかと思うのです。そういうことが危惧されると、利用者さんに直接関わってくることで、その辺は注視しながらやっていただきたいと思います。

それから、家族介護のおむつですけれども、やはり非課税世帯というに限られてしまっています。それで、介護保険料はみんな納めております。そうした中から、誰にやっ誰にやらないというようなお話、先ほどのお話ですけれども、そうしたらお医者さんの証明とか、あとケアマネの証明とか、この人はおむつを使わなきゃならない状態の人ですよということが分かるもの、そういうものにやっ交付できるのではないかなと思われま。だから、どこまでいっても非課税世帯に、駄目、駄目、駄目ではなくて、今そういう人たちが増えているのです、現状では。そういうものですから、今後の対応としてそういうことも考えていかなきゃならない。介護保険料だけ納めさせるのではなくて、そういうところに、在宅の人たちにもそういう恩恵があるような、そういう制度設計をしていかないと駄目なのではないかなと思われまので、今後の見通しとしてどうなのかお伺いいたします。

○委員長（千葉伸孝君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） まず、1つ目の継続のほうが大事というところ、確かに継続こそというところはございます。我々もそのとおりに思っておりますけれども、実際、やってみての声として、団体さんのほうからも、使い切れないほどもらってもという声も実はちょっとあったりしまして、そこは額の設定もいろいろございますので、声を聞きながらというところではございますし、あとは実績報告がなかなか大変だということであれば、そのことについては地域包括支援センターなりでいかようにも相談に応じますので、御相談いただければというふうに思っております。

それから、あと次にありましたケアプランの9期以降ということについて、これ自体は国の審議会で議論がなされるものですから、議論について当然自由闊達にさせていただくことよろしいかと思っております。何がしかのその予断を持ってということではなくていいと思っておりますので、もちろん我々のスタンスとして、その議論の方向性について注視していくというのは、議員おっしゃるとおりでございます。

それから、最後、おむつですけれども、おむつ自体のその給付については、ある程度の客観性を持って、主治医意見書なり、そういったものを参考にして申請をもらっておむつを給付しておりますけれども、ただ、そのいわゆる必要な方全てにおむつを給付するということになりますと、先ほど若干申し上げましたけれども、介護保険については、どんな所得の方であってもある一定の負担はしていただくというのが原則になります。いわゆる非課税という、非課税というか、保険料を課さないという方はいらっしゃいませんといひますか、生活保護の方も保護費の中でそれを納めていただくということになりますので、そういう厳しい生活

をなされている方にもお願いしている保険料だからこそ、誰にでもというふうなことにはならないのかなというのが、我々、その保険者としての考え方だということで、ぜひ御理解をいただければと思います。

○委員長（千葉伸孝君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 誰にでもではなくて、寝たきりの人たちなのです。そこは限定して。寝たきりの人たちにおむつ支給をしてはどうかと。誰でもではなく。そこに縛りが出てくると思うのです。寝たきりの人たちにやってくれないかということですが、それは介護保険で駄目なら単費を入れても、繰入れしても、やはりそこは在宅で暮らしていくということは大変なことですので、その辺を少し、誰にでもではなくて、寝たきりの人という縛りがありますので、その辺を今後考えていただきたいと思います。終わります。

○委員長（千葉伸孝君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（千葉伸孝君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第60号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（千葉伸孝君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉伸孝君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第61号令和3年度南三陸町市場事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、議案第61号令和3年度南三陸町市場事業特別会計予算の細部説明をいたします。予算書250、251ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入歳出予算とも本年度予算総額を4,500万円とするものでございます。前年度に対比いたしますと、総額で960万円、率にして27.1%の増額となっております。市場事業特別会計につきましては、市場の管理に要する所要額を計上しております。

最初に、歳入の詳細につきましては252ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目の卸売市場使用料は、今年度予算775万1,000円ですが、前年度対比で89万4,000円、率で10.3%の減額の見込みを計上しております。減額の主な要因につきましては、卸売市場使用料につきましては、例年水揚げ金額の過去3年間の平均額を計上し、その水揚げ金額の0.5%としているところがございますが、昨年度から水揚げ金額が秋サケの不漁などにより14億円程度にとどまる見込みでございます。今後急激な回復は見込めないことから、来年度計上する予算につきましても水揚げ金額を14億円と見込み、説明欄に記載の700万円としたところがございます。

次に、歳出についてですが、254ページからを御覧願います。

1 目市場管理費ですが、前年度と対比いたしますと1,563万3,000円、率で58.7%の増額となっております。増額となった要因につきましては、255ページ、12節委託料における管理システム更新業務委託料及び17節備品購入費において、フォークリフト3台の購入費を計上したことによるものでございます。

また、2 目漁船誘致対策費につきましては、沿岸漁業の漁獲量が減少傾向にあるため、市場の水揚げ増量と新たな買受人の確保等、市場事業の活性化を図るべく昨年度と同額を計上しているものでございます。

次に、256ページ、予備費につきましては、一定額の予備費として財源調整で計上しております。

また、次に記載の公債費につきましては、旧市場の建設に係る地方債の元利償還金が令和2年度で返済が完了したため廃目とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長（千葉伸孝君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑願います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千葉伸孝君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第61号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（千葉伸孝君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉伸孝君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第62号令和3年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） それでは、議案第62号令和3年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計予算の細部説明をさせていただきます。

予算書265ページ、266ページをお開き願います。歳入歳出事項別明細書の総括を御覧ください。令和3年度の歳入歳出総額はそれぞれ1,700万円とし、対前年度比19%の減としております。本会計は、漁業集落排水処理事業として袖浜処理区の下水処理に要する管理費等の歳出、それから波伝谷地区にありました処理施設の企業債の償還金、それに対する歳入を計上しております。

それでは、267ページをお開き願います。歳入を御覧ください。

1款1項使用料は前年度の実績を勘案し、対前年度とほぼ同額としております。

2款1項財産運用収入は基金に対する利子で、前年度と同額計上しています。

3款1項一般会計繰入金は対前年度比25.4%減としております。減額の主な理由は、令和2年度に行った補助事業が終了し、それに対する補助裏財源となる町持ち出し分がなくなったため減額としております。

4款1項繰越金は、令和2年度末において見込める繰越額を計上しております。

次ページ、5款1項町預金費につきましては、前年度と同額計上です。

6款1項分担金につきましては、新たな受益者に対応するため存置計上しております。

269ページをお開き願います。歳出を御覧ください。

1款1項漁業集落排水事業費は、袖浜浄化センターの管理に要する経費を計上しております。対前年度比47.5%の減としております。減額の主な理由は、1目漁業集落排水施設管理費12節委託料において、令和2年度に実施した計画策定事業が終了し、それに対する支出がないためであります。

次ページ、2款1項公債費は1目元金、2目利子の償還額の合計は前年度と同額です。

3款予備費は、歳入歳出の調整額を計上しております。

263ページへお戻り願います。

2表債務負担行為は、下水道処理施設運転管理業務として、令和8年度まで限度額を2,300万円としております。この業務に関しましては、令和3年度中に業者選定、それから契約を締結し、実質は令和4年度から業務開始となります。

以上で、細部説明を終わります。

○委員長（千葉伸孝君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 ページ数をお示しの上ということですが、会計全般のことについてなのですが、いよいよその、何ていうのでしょうか、使用料を受け取って排水事業に繰り出す、繰り出すというか、排水事業に使うと、集めて支払うという色合いが強い、それだけの会計になりつつありますが、特別会計として1個独立して置いておくことにそろそろ意味があまり感じなくなってきたのかなというふうに思うのですけれども、使用料の統一も含めて、下水との一体化、これをどのように考えておられるでしょうか。

○委員長（千葉伸孝君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 委員は以前、一般会計に取り込んでではというような御質問があったり、それから今のように、この規模が小さい中での会計の存続という点については御指摘をいただいているところでありますが、現実的には地方公営企業法の適用の中で、法適化をすべき事業というところになっておりまして、単独ではやはり規模が小さいということもありまして、これについては公共下水道と一体化となるような会計を見込んで今後準備をしていくというところで、実際にも令和2年度におきまして固定資産台帳整備といったところをやっておりますのも、こういった法適用化に向けての作業というところでありますし、次に御審議いただく公共下水道会計の中でも、それにに向けた取組を来年度もやるということになっております。

○委員長（千葉伸孝君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（千葉伸孝君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第62号の討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○委員長(千葉伸孝君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉伸孝君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は2時30分とします。

午後2時09分 休憩

午後2時29分 再開

○委員長(千葉伸孝君) 皆様おそろいでありますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第63号令和3年度南三陸町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長(佐藤正文君) それでは、議案第63号令和3年度南三陸町公共下水道事業特別会計予算の細部説明をさせていただきます。予算書280ページ、281ページをお開き願います。令和3年度の歳入歳出それぞれの総額は1億1,540万円としております。対前年度比38.3%の減としております。本会計は、伊里前処理区の下水道処理に要する管理費用及びそれに対する収入を計上しております。

それでは、282ページをお開き願います。歳入を御覧ください。

1款1項分担金は新規一括納付と分割納付分を計上しております。これまでの実績を勘案し、対前年度比約30万円の減としております。

2款1項使用料は前年度実績を勘案し、対前年度比1.9%の減としております。同じく2項手数料は予定されている指定工事店の登録更新手数料などを計上しております。

次ページ、3款1項国庫補助金は歌津浄化センターの設備更新工事に対する下水道事業補助金を計上しております。前年度より補助金対象事業費が減少したことから災害復旧事業が終了したことから、対前年度比70.5%の減としております。

4款1項財産運用収入は基金に対する利子で、前年度と同額計上しております。

5款1項一般会計繰入金は対前年度比22.8%の減としております。減とした主な理由は、国庫補助事業が減額となり、その裏財源となる町持ち出し分が減少したことなどによるもので

す。

6 款 1 項繰越金は前年度と同額計上しております。

284ページをお開き願います。

7 款 1 項町預金利子は前年度と同額計上しております。

8 款 1 項町債費については、当年度に委託する地方公営企業法適用化に向けての移行に要する事業費の財源であります。

285ページ、歳出を御覧ください。

1 款 1 項下水道総務費は、職員給与費のほか事務的経費を計上しております。対前年度比 66.6%の増としております。増額の主な理由は286ページ、12節委託料において歳入の町債の説明でありました地方公営企業法適用化に向けての移行に要する準備作業に係る費用として 2,000万円を計上したことによるものです。

次ページ、2 款 1 項下水道施設管理費は、伊里前処理区の処理施設に要する経費を計上しております。対前年度比73.1%の減としております。減額とした主な理由は、14節工事請負費が前年度に計上した国土交通省保障工事が終了したことによるものです。

288ページをお開き願います。

3 款 1 項公債費は、1 目元金、2 目利子の合計で前年度と同額計上しております。

4 款予備費は、歳入歳出調整額を計上しております。

277ページへお戻り願います。

2 表債務負担行為は、下水道処理施設等運転管理業務として令和 8 年度まで限度額を4,600万円としております。令和 3 年度中に業者選定をし契約、実質は令和 4 年度から業務開始となります。

次ページ、第 3 表地方債は、公営企業会計適用事業に対し限度額を2,000万円と設定し、起債の方法等については表に記載のとおりとしております。

以上で、細部説明を終わります。

○委員長（千葉伸孝君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑願います。村岡賢一委員。

○村岡賢一委員 この63号の中でお尋ねしたらよいのか、これも含めてお尋ねしたいと思います。まず、水戸辺川からの取水、始まっておりますけれども、その工事の進捗状況のほうはどう

なっているのかということと、もう一つは、その取水場の場所なのですから、（「下水」の声あり）失礼しました、取り消します。

○委員長（千葉伸孝君） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（千葉伸孝君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第63号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（千葉伸孝君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉伸孝君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第64号令和3年度南三陸町水道事業会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 議案第64号令和3年度南三陸町水道事業会計予算の細部説明をさせていただきます。

まず、令和3年度予算全体の概要について申し上げます。299ページを御覧ください。

予算第2条業務の予定量ですが、年間総給水量を144万立米とし、対前年比4万立米減いたしました。

第3条収益的収入及び支出の予定額、水道事業収益は6億8,077万6,000円とし、対前年度比約3,300万円の減、率にして4.6%の減いたしました。同じく水道事業費用は7億1,027万1,000円とし、対前年度比140万円増、1.9%の増いたしました。

300ページをお開き願います。

4条資本的収入及び支出の予定額、水道資本的収入は1億9,178万4,000円とし、対前年度比約8億2,000万円減、率にして81.1%減としております。同じく水道資本的支出は3億9,146万3,000円とし、対前年度比8億2,200万円減、76.8%の減としております。

なお、資本的支出額に対する資本的収入の額が不足する額は、主に過年度及び当該年度損益勘定留保資金で補填することとしております。

第5条債務負担行為は、水道事業業務委託として令和8年度まで限度額を7億円といたします。令和3年度中に業者選定、契約を締結し、実質は令和4年度から業務開始となります。

次ページ、第6条企業債は、3つの起債の目的に応じて限度額を設定しております。水道災害復旧事業が1,700万円、緊急時連絡管整備事業が600万円、水道管路緊急改善事業が400万円とし、起債の方法等につきましては、表に記載のとおりといたします。

第7条一時借入金の限度額は前年度と同額、20億円といたします。

それでは、収入支出予算の内容について御説明いたします。321ページをお開き願います。水道事業会計予算事項別明細書、収益的収入及び支出を御覧ください。

収入。

1款1項営業収益は実績などを勘案し、前年度とほぼ同額計上しております。なお、本業の給水収益は12月の全員協議会で説明いたしました経営戦略で見込んだ収益とし、対前年度比では若干の増としております。

2項営業外収益は対前年度比約3,300万円の減、率にして9.4%の減としております。減額の主な理由は、4目の長期前受金戻入において災害復旧の事業の繰越しの影響により、前年度対比約2,200万円減としたためであります。

続いて、322ページ、支出を御覧ください。

1款1項営業費用は対前年度比1,200万円の増、率にして1.9%増としております。増額の主な理由は、1目給水及び配水費において、管路情報管理システム更新業務として460万円計上したことと、323ページ、4目の減価償却費が対前年度比約2,400万円減額で見込んだこと、さらに5目の資産減耗費を災害復旧の進捗により対前年度比3,100万円増で見込んだためであります。

同じく営業外費用は対前年度比約1,000万円の減、率にして13.2%減としております。減額の主な理由は、3目雑支出において工事前対象消費税償却など対前年度比減額で見込んだためであります。

次に、325ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入を御覧ください。

1款1項企業債は災害復旧工事などの事業の財源に充てるため、前年度に対し皆増です。2項出資金は緊急時連絡管整備事業など地方交付税の繰出し基準に認められている一般会計からの出資を見込んだものであり、前年度に対し皆増となっております。3項負担金は消火栓設置工事に対する負担金として予定数量を見込み、前年度比240万円の減としております。4項補助金は対前年度比約8億5,300万円の減、率にして約84.9%の減としております。主な理

由は、水道施設災害復旧工事の大幅な減少に伴うものであります。

次に支出。

1 款 1 項建設改良費は対前年度比約 8 億 2,600 万円の減、率にして 77.8%の減としております。主な理由は、復旧の進捗が進み、水道施設災害復旧工事費が大幅に減少したためであります。建設改良費の主な内容につきましては、議案参考資料 2 冊のうちの 2 の 54 ページに記載しておりますので、御参照願います。続いて、326 ページ、2 項起債償還金は企業債償還計画に基づいた元金の償還の合計であります。対前年度比約 300 万円の増となっております。

それでは、306 ページから 320 ページ、その他の予算に関する説明書につきまして御説明申し上げます。306 ページをお開き願います。

令和 3 年度予定キャッシュフロー計算書です。この計算書は年度中の現金の流れを活動区分ごとに状況を表示しております。

307 ページをお開き願います。

給与費明細書です。総括の損益資本両勘定支弁職員合計数は 8 人としております。前年度と比較して 1 人の増としておりますが、現時点での職員数と同数であります。

次ページ、315 ページ、316 ページ、令和 3 年度末の予定貸借対照表です。水道事業が保有するすべての資産、負債、資本を表しております。このうち固定資産の合計は約 125 億 6,000 万円となり、震災以前の約 2.7 倍となっております。

318 ページを御覧ください。

令和 2 年度予定損益計算書です。令和 2 年度の経営成績の見込みを表しております。ページ下から 3 段目に記載の当年度純利益は現時点において 96 万 2,000 円となり、黒字となる見込みであります。

以上で、細部説明を終わります。

○委員長（千葉伸孝君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。村岡賢一委員。

○村岡賢一委員 先ほどは大変失礼をいたしました。水源についてちょっと、水戸辺川から引いています水道の事業の進捗状態をお聞きしたいと思います。

それから、水源の近くに、夜になると真っ暗になって何も見えない状態の中に水源があるわ

けでございます。あそこに防犯灯みたいなものをつけるということは可能なのでしょうか。

その2点をお聞きします。

○委員長（千葉伸孝君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） まず、戸倉水源につきましては、既に工事の全ては終わっておりますので、現時点では新たな復旧工事等を行わないというところにしております。

それから、水源の防犯上の取組というところで防犯灯などの設置はというところにつきましては、現時点では防護柵あるいは立入禁止の看板、そういったもので対応させていただいておりますが、今後、現況を見ながらそういった施設が必要とあれば設置するというようなことと、全ての施設についてはそういった立入禁止というような表示で守ることにしておりますので、ほかの施設も併せていろいろと検討したいと思います。

○委員長（千葉伸孝君） 村岡賢一委員。

○村岡賢一委員 そういうお考えがあるということで承知いたしました。やはり大切な水源でございますので、何か事故があったときのことを考えれば、やはり常に明かりをとめておくということが、安全上大変好ましいのかなと思います。また、さっきほかの場所もと言いましたけれども、やはりそれは吸い上げる沖田地区に浄水場とかありますので、そのあたりの防犯灯の設置等もどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（千葉伸孝君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 基本的には、浄水場あるいは配水池につきましては、チェーンで立入禁止というようなところにはしておりますが、なお今委員御指摘の点、必要とあれば検討したいと思います。

○委員長（千葉伸孝君） 村岡賢一委員。

○村岡賢一委員 真っ暗なところに大切な井戸を放っておくような感じがしますので、どうかよろしく、この明かりをつけるようお願いしたいと思います。終わります。

○委員長（千葉伸孝君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 ページ数326ページ、公用車の購入とあるのですが、今回1台買ったのでしょうか、現在何台くらいあるのか。あれで見ると、1,100万円分ということなのですが、ただ減価償却になっているので、現在何台であれしているのか伺いたいと思います。

あと、もう1点は、今年の冬というか、いっぱい、例年になく寒くて、何回か凍結防止の放送があったのですが、そこで当課で知っているかどうか、今期何件ぐらいの凍結のあれがあったのか、もしお分かりでしたら。そして、できれば直すのに平均的に何ぼぐらいか

かるのだから、それもいろいろなケースがあるでしょうけれども、そこをお分かりでしたら伺いたいと思います。

○委員長（千葉伸孝君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 現在、水道事業所で所有している車両については4台というところにしております。

それから、今年の冬、大変低い気温が続きまして、凍結されたというようなところの情報は入っております。具体的な件数等については把握しておりませんが、例年よりはるかに多いというような情報でありまして、その修繕に要した費用につきましては、その凍結した内容によって大分違うことでありまして、水道管の立ち上がり部分だけとか、あるいはその給水装置そのもの、例えばボイラーみたいな、そういったものも一緒に破損したというようなものも含んでの対応というところでありまして、現実にはその1件当たりの金額というのはちょっと具体的には出せないというところなんです。

○委員長（千葉伸孝君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 公用車購入なのですからけれども、4台ということで分かりました。そこで、今回買ったのは、老朽化したから買ったのか、それとも新たに必要になって買ったのか。そこで、買うときに下取りとかという、そういうことはあったのかどうか、そこだけ確認をお願いしたいと思います。

あと、凍結のほうなのですからけれども、何件ぐらいか把握していないということなのですから、これがいっぱいあるようだったら、それなりの補助というのですか、何かそういったことも考える必要があると思うのですが、そのところを伺いたいと思います。

○委員長（千葉伸孝君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 車につきましては、老朽化によりまして、緊急時に途中で故障したりとかそういったことを考えますと、今のうちの交換したいというところではありますが、その下取りに出せるぐらいの車かと申しますと、もう既に耐用年数は過ぎておりまして、多分処理手数料のほうがかさむのではないかとこのところでもあります。

それから、漏水などによつての対応するための補助みたいなのはあるのかというような御趣旨だと思いますが、通常、水道事業所ではその給水装置をつけるに当たりまして、止水栓であるとか、それから熱線ヒーターあるいは防寒用の装置を講じていただくように促しております。大体のところはそういった対応をして普及しているというところでもあります。それで、管理上の理由で止水栓、普段使っていないところを閉め忘れて、それが長時間低い気温

にさらされて凍結したとか、そういったのが原因という場合もありますので、その補助事業をして既に普及している内容について、重ねて普及をするというところでなくて、実際にはその給水装置の申請であるとか、そういった中で指導していきたいと考えております。

○委員長（千葉伸孝君） ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 3点ほどお伺いします。

322ページ、営業費用の中の配水及び給水費の中の委託料なのですが、水道事業業務委託料1億1,800万円ほどあります。これは水道料金の割賦から納入からだと思われましても、その辺の内訳をお伺いします。

それから、その下の放射能検査委託料、50万円あります。これはどのような検査方法をしているのか、その辺をお伺いします。

もう1点につきましては、ページ数がないのですが、以前、三十何キロのまだ古い管があるということで、そういう古い管のところに新しい管を今、工事で大分入替えして震災になったものですから、大分入替えして新しい管になっていますけれども、それらが既存の古い管に壊すおそれとか、有収率に影響してくるのではないかなと思われましても、その辺、どのような状況なのかお伺いいたします。

○委員長（千葉伸孝君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） まず、1点目の配水・給水費の中の委託料の水道業務委託料1億1,800万円の内訳というところですが、これにつきましては、割賦とかそういった経理的なところではなくて、維持管理等に要する費用というところで、施設の点検あるいは電気料、そういった全てのものを含めて委託している費用であります。ちなみに、前年度に比較しまして200万円ほど増額しておりますが、漏水を見込んでいるとか、漏水による増が見込まれるため、200万円ほどプラスにしております。

それから、放射能検査委託料につきましては、水道の管末の水道水を採水しまして、それに放射能物質が含まれていないかどうかという検査を実施しております。それに要する費用というところであります。

それから、老朽管、32キロ今ある中で、それによって有収率との関係はというところですが、委員御指摘のとおり、老朽管であるがゆえに漏水が発生して、それによって有収率は下がっているというところであります。今回、災害復旧は津波によるものでありますけれども、それ以外の分については老朽管の布設替えというところで今度、補助事業を切り替えて今後取り組んでいくことによって、その有収率は上昇していくということになるかと思っております。

○委員長（千葉伸孝君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 すみません、後ろからじゃあ、その32キロほどの距離が、今後何年かけてその新しいものと入替えしていくのか、その点をお伺いします。

それから、この検査方法ですけれども、管末の水を採ってということで、何か所ぐらいからそれ、町内全域なのか、何か所ぐらいから、どこに委託しているのか、その辺をお伺いします。

それから、その水道業務委託料、維持管理費1億2,000万円弱なのですけれども、水道料の徴収、その割賦を書いたり集めたりというものは、これで、この中ではどこで出てくるのか、それは維持管理費ということなのですけれども、どこにこの維持管理を委託しているのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（千葉伸孝君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 32キロを何年かけてというところで、たしか補正予算の際にも同じような御質問をいただきまして、実際には32キロ、例えば1年間に2キロやるにして、16年かかるというような計算になりますけれども、今老朽しているのは32キロでありまして、16年後にはさらに伸びるというところでありまして、いつ終わるかにつきましては実際に、全く補正予算のときの答弁と一緒にありますけれども、実際にそのできる量を増やせば追いつきますが、2キロを続けていくような状態であれば、しばらくの間、この老朽管布設替えは続くというような内容になるかと思えます。

それから、放射能の測定検査、これを何か所でやっているかという分につきましては、7か所の水栓を使って検査をしております。（「どこに」の声あり）

委託先につきましては、実際には共同企業体の南三陸ウォーターサービスというところに行っておりますが、具体的に分析をしているところにつきましては、秋田県分析科学センターというところで分析を行っております。

それから、業務委託料の中で、その割賦とかそういった作業のところはどこにありますかというところにつきましては、総務費の中に実際には323ページ、こちらの冒頭に水道業務委託料として1,990万円ほど計上しております。これが窓口業務であるとか、そういった割賦の発行であるとか、そういったところの委託料になるところであります。

○委員長（千葉伸孝君） 及川委員、いいですか。（「はい」の声あり）及川幸子委員。

○及川幸子委員 そうすると、この維持管理費は、1億1,000万円は、窓口業務はウォーターサービスさんだと思うのですけれども、この維持管理費はどこなのか。ちょっと額が大きいし、

それからもう一つ、放射能検査のほうは秋田県というのですけれども、県内に検査するところはそうなくて秋田にやっているのか、この県内にはないのか、その辺と、月1回の頻度ではないのかなど、年に何回の頻度だから、県内にないとすれば仕方がないのかなと思う件がありますけれども、その辺、もう一度御説明願います。

○委員長（千葉伸孝君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） その委託と保守業務と、それから窓口業務、それ全てを南三陸ウォーターサービスという共同企業体に委託しているというところでありまして、その中で構成員となる企業がそれぞれ持ち味を出して維持管理、得意な企業がそこを担って、それから水質検査が得意なところはそれを担ったりというところでありまして、たまたまその共同企業体の中にある水質検査センターが、水質検査を担当しているところが秋田県分析科学センターというところというものでありまして、こちらがそこを狙って委託したわけではないというところであります。

放射能の検査につきましては、年4回実施しているというところであります。

○委員長（千葉伸孝君） ほかに。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千葉伸孝君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第64号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（千葉伸孝君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉伸孝君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第65号令和3年度南三陸町病院事業会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） それでは、議案第65号令和3年度南三陸町病院事業会計予算の説明をさせていただきます。予算書は329ページ。

全体的な説明をさせていただきますが、第2条業務の予定量ですが、新型コロナウイルス感染症などによる患者が減少した令和2年度の状況を勘案し、年間患者数を入院で1,460人、外

来で2,640人減じております。

第3条収益的収入及び支出の予定額は20億1,100万円でございます。前年対比5.8%、金額にして1億2,300万円の増額となっております。

第4条の資本的収入及び支出ですが、8,409万4,000円を計上しております。前年との比較では54.9%、金額で3,792万5,000円の増となっております。医療機器更新のための費用が主なものでございます。

第5条債務負担行為は1件についての設定となります。

以降、予算に関する説明書で説明させていただきたいと思いますので、333ページをお開きください。

収入です。

1款1項1目入院収益及び2目外来収益は、先ほど申し上げました業務の予定量に基づき減額となります。

2項医業外収益2目負担金として一般会計からの負担3億円を計上しております。4目他会計補助金につきましては、実績等を見込み数値としております。5目長期前受金戻入は取得の際、国庫補助金等で充当した建物、機器等の減価償却について、当該年度分を収益として計上しております。2年度との比較では7,500万円ほど減額となります。

334ページ、支出でございます。

1款1項1目給与費は11億5,210万円を計上し、前年対比0.5%、金額にして500万円の増額となります。令和3年度職員数は117名と見込んでおります。2目材料費として2億2,500万円を計上、前年対比2%、金額にして500万円程度の増額となりました。診療用消耗機材の増額が主な要因となります。3目経費として4億65万円を計上し、前年対比6%、金額にして2,285万円の増額としております。医療機器リースなどの賃借料の増額が主な要因でございます。4目減価償却費は2億1,046万1,000円、率にして26.8%、金額で7,700万円ほどの減額となります。医療機器等が耐用年数を迎えたためです。

2項医業外費用ですが、1目の企業債利息を支払い計画に基づき減額、2目の長期前払消費税勘定償却は420万円、5年間の償却を終えたため、前年との比較では8,100万円ほどの減額となります。

335ページをお開きください。

資本的収入及び支出の詳細を説明申し上げます。収入支出ともに8,409万4,000円を計上、前年対比82%増、金額にして3,792万5,000円の増額としました。

1 款 1 項企業債には医療機器整備のため4,450万円計上しております。内視鏡検査機器、全自動錠剤包装機、多目的自動血球分析装置などの整備を予定しております。

1 款 2 項出資金には企業債償還と医療機器購入費のための一般会計出資金を計上しております。

支出においては、1 款 1 項 1 目の有形固定資産購入費は、申しあげましたとおり、医療機器購入費として5,242万1,000円、2 項企業債償還金は3 年度償還予定額を計上しております。

その他については説明資料ということで記載のとおり、御覧いただければと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（千葉伸孝君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 1 点だけ伺いたいと思います。ページ数はないのですけれども、みとりについて伺いたいと思います。ゆうべも夜遅くテレビで在宅死の番組をやっている、ターミナルケアについてなのですが、当町では望めばそれに対応できるような体制が少しでも整っているのかどうか、確認させていただきます。

○委員長（千葉伸孝君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） みとりにつきましては、保健福祉課とケアマネジャー等、いろんなスタッフが関わってくるわけですが、連携を図りながら、今内科医のほうで対応をしているところであります。

○委員長（千葉伸孝君） 今野委員、いいですか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 都会のほうでは、結構そういったあれも多いようですけれども、当町においては、その傾向というか、どのような、多くの人が望んでいるのか、そうでもないのか、そこをところをお分かりでしたら、再度確認させていただきます。

○委員長（千葉伸孝君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） ちょっと現場におりませんので、家族の意向まではちょっと分からないのですけれども、年に数件というような実績になっております。

○委員長（千葉伸孝君） いいですか。（「分かりました」の声あり）

ほかに。星喜美男委員。

○星 喜美男委員 たしか12月定例会の補正だと思うのですが、医療、診療を控える人が多くて経営に影響があるということで補正をしていたと思うのですが、今回も医業収益を減額しているということで、このいわゆる医療受診控えによって、例えば患者さんの持病が悪化したとか、重篤化したとか、またお亡くなりになる方が増加傾向にあるとか、そういった状況等はどのように捉えておりますか。

○委員長（千葉伸孝君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） 2年度、まだ総括的な部分は申し上げられないのですけれども、外来で4,000名ほどやはり患者が減っている状況でございます。2月までの間にですね。入院でも前年対比で1,300名ほど減っているというような状況でございます。

医療の提供は医師体制等も昨年同様あれしていますので、死亡者数が極端にどうこうというような統計的な数字はちょっと見受けられないとは思いますが、やはり受診控えというのは外来等には影響してきているのかなど。入院者については、1月、2月は改革プランでは88名という高い数字で目標値を掲げているのですけれども、82名とか3名、平均、1日ですね、そういった月もありますし、逆に中核病院である程度の治療を終わった患者さんが当病院のほうに紹介されて来ているというような実態もあるようでございます。

○委員長（千葉伸孝君） 星喜美男委員。

○星 喜美男委員 かつては病院はサロン化していると言われまして、一時期はお年寄りで病院がごった返していたような時期もありまして、国をはじめ市町村も医療費の抑制ということでいろいろ取り組んできた経緯があると思うのですが、そういった意味では、ある意味、健全化といいますか、正常化といいますか、理想の形に患者さんが減ってきているのではないかと私は感じるのですが、その辺どうですか。

○委員長（千葉伸孝君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） コロナ禍でできるだけ対面の診療を避けたいということで、薬剤の期間を少し長くしたりとか、そういった病院でも対策を講じているわけですが、今後のその患者の動向等を捉えたときに、いろいろ見直すべきところは見直すとかというようなことをしていかないと、これからの少子化が進んでいくわけですので、その辺は随時見直しを図りながら、体制も変えていかなければならないというようなことは考えてございます。

○委員長（千葉伸孝君） 星喜美男委員。

○星 喜美男委員 ある意味、理想の形、姿になっているのかなと思ひまして、そうしたら病院

の経営が立ち行かなくなるというような、こういう、これは医療制度に大きな問題があるのではないかというふうに私は思っております。この医療控えじゃなくて、軽微な病などは病院に行かなくても、ある程度は健康を保っていけるんだよというのをしっかりと伝えながら、そして国の医療制度を変えていくのが理想だと思うのですが、町長、その辺をどのようにお思いでしょうか。

○委員長（千葉伸孝君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今星委員がおっしゃったように、適正な方が病院に来て診療を受けるという形になれば、本当に本来、病院でかからなければいけない患者さんしか来ないというのは、それは当然なのですが、反面、そういった病院経営の問題に直結する問題でございます。国保会計に今度はつながってくる話でございますので、ただ、医療制度を変えるというのは大変難しいというふうに思います。

とりわけ財務省においては、日本のベッド数を減らすというのが基本的な考え方でございますので、そして日本全体の医療費を縮小させるというような、そういう考えがございますので、なかなかこちらがよくてこちらがというのは、そういう制度の改正というのに持っていくというのは大変難しいかなと、率直な感想ですけれども、そう思っています。

○委員長（千葉伸孝君） ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 今コロナ禍で受診を控えているというようなこともうかがえるのかなという中で、今、前委員からもありましたけれども、やはり経営にはすごく、昨年度4,000名も減っているということは、病院会計にも大きな危機感を持たなきゃいけないのかなという思いがいたします。

そうした中で、334ページの2億1,000万円の減価償却費がありますけれども、震災から病院ができて七、八年かと思われましてけれども、新しい病院にしたので、皆機器材がそこから新しくしたものと思われまして。そうした中で、これは新しく買換えするわけなのですが、そのものによってはいろいろ差があると思われましてけれども、大まかに今買換えするということは、七、八年耐用年数が、8年から10年ぐらいなのかなと思っておりますけれども、この中でリース、例えばリースしているものとかもあるかと思われましてけれども、そのリースをしたほうがいいのか、買換えしたほうがいいのか、もしそれらを試算してあるのであれば伺いいたします。

次のページの335ページの建設改良費の中で5,200万円、有形固定資産購入費5,200万円取っておりますけれども、これにも今の件がこう、言わざるを得なくなるのですけれども、これ

は何を買うのか、5,200万円、これらもリースできないものなのか。どっちが計算するとい
のかという、そういうことをお伺いいたします。

○委員長（千葉伸孝君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） お答えします。

残念ながら詳しい試算はしておりません。ただ、病院整備当時は、一括して購入した機器が
相当あったと思います。あと、診療所時代から使っているものはもう七、八年ということで、
耐用年数を過ぎているものもあるということで、今回は先ほどの予算説明でありましたが、
内視鏡の検査機器とか、大きく5,000万円かかるんじゃないかと、3種類ほど先ほど機器を申し
上げましたが、それらもまた細かく分かれているということで、額的には、単体としての額
としては大きいものではないと思っております。

ただ、今後の考え方ですけれども、やはり委員さんおっしゃるとおり、リースで対応できる
ものはリースに切り替えていこうという考えは持っているところでございます。

○委員長（千葉伸孝君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 営業費用もなかなか見込めない今後、コロナ禍もあるし、今後の経営として至
難の業かな、大変なのかなという思いがいたしますので、ぜひこの経費削減につながるよう
な費用対効果を見据えてやっていく、するために努力していただきたいと思っておりますので、よ
ろしくをお願いします。

以上、終わります。

○委員長（千葉伸孝君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（千葉伸孝君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第65号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（千葉伸孝君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉伸孝君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきもの
と決定されました。

ここで、上下水道事業所長から、先ほどの答弁の一部を訂正したいとの申出がありましたの

で、許可します。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 先ほど及川委員から放射性物質の検査の箇所はというところで、7か所と答弁いたしましたが、5か所の誤りでした。訂正しておわび申し上げます。

○委員長（千葉伸孝君） それでは、次に議案第66号令和3年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） それでは、議案第66号令和3年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計の説明をさせていただきます。予算書、361ページです。

全体として、利用者の需要動向を見込み、職員を1名追加した予算編成としております。

第2条の業務の予定量は前年度より60人利用者が増加すると見込んでおります。

第3条収益的収入及び支出ですが、いずれも400万円増加を見込んでございます。

予算額の詳細については、378ページからの事項別明細書をお開きください。

事業収益は申し上げたとおりでございます。支出につきましては、職員1名というのは会計年度任用職員であります。1名分の給与費及び経費を追加計上しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（千葉伸孝君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 1名増員ということで、心強く思います。というのは、在宅で暮らしている人たちは病院にも通えない、自分の健康管理がうまく行えない、それこそいる人たちが在宅、その訪問介護を受けるわけです。そうした中で、やはり頼りにする、心強い人なんですよね。自宅にいて、自分の健康、そのケアをしてもらうということに。そういうことからして、1人増やしたということは意味があるのかなと思いますので、ぜひこの辺期待しますので、よろしく願いして終わりにします。（「ありがとうございます」の声あり）

○委員長（千葉伸孝君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（千葉伸孝君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第66号の討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○委員長(千葉伸孝君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉伸孝君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上、本特別委員会に付託された議案第57号から議案第66号まで、10案は全て可決すべきものと決定しました。

本特別委員会の審査結果につきましては、委員長報告を作成し、議長に報告することといたします。

これをもって、令和3年度当初予算審査特別委員会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉伸孝君) それでは、ここで一言挨拶させていただきます。

今私は、議員としてこの令和3年度の予算審査の委員長の身の丈にない役職を与えられて最後まで全うできたことは、職員の皆さん、そして議員の皆さんのおかげであると私は感謝しております。町民の皆さんとともに歩んだこの10年間、そして新たな1年に向けての予算が全てここで議員の皆さんによって採択をされました。可決されました。本当にありがとうございます。

私のようななかなか身の丈にないような若輩者がここまで来られたのは、本当に皆さんのおかげです。本当にありがとうございました。

以上をもって、令和3年度当初予算審査特別委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時25分 閉会